

政治倫理審査会記録
(対象議員：矢田松夫議員)

令和5年3月10日

【開催日】 令和5年3月10日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時57分～午後7時

【出席委員】

会 長	奥 良 秀	副 会 長	吉 永 美 子
委 員	伊 場 勇	委 員	大 井 淳 一 朗
委 員	白 井 健 一 郎	委 員	藤 岡 修 美
委 員	中 島 好 人	委 員	宮 本 政 志

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	岡 山 明	傍 聴 議 員	福 田 勝 政
傍 聴 議 員	古 豊 和 恵	傍 聴 議 員	森 山 喜 久

【参考人】

参 考 人	矢 田 松 夫	参 考 人	樋 口 晋 也
-------	---------	-------	---------

【事務局出席者】

局 長	河 口 修 司	局 次 長	島 津 克 則
主査兼議事係長	中 村 潤 之 介	庶務調査係書記	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 被審査議員に対する事情聴取
- 2 その他

午後1時57分 開会

奥良秀会長 第11回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。

河口議会事務局長 会議の途中でちょっと時間を頂ければと思います。今日の政治倫理審査会に予定していた参考人の樋口さんは、出席されません。理由といたしましては、樋口さんは、本日の参考人としての準備をするために、私と3月8日の政治倫理審査会の会議録を9日の午前中にお示

しするという約束をしましたが、約束の時間までに、私のミスでお示しできず、今日の出席ができなくなりました。私のミスで参考人として来られなくなってしまった樋口さんと審査を遅らせることになってしまった政倫審の委員の皆様には深くおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。会議録をお示しするに当たって、最終決裁者であります議長の決裁が必要であるということですが、市民の方、参考人の方のことを考えまして、議長と調整を図って、お示しすることができるような状態にできるように対応すべきでした。このことについても、市民である樋口さんに大変申し訳なく思います。申し訳ありませんでした。

奥良秀会長 今、局長から報告がありました。私も審査会の会長としまして、このようなことがあったことは大変遺憾だと思いますし、私の責任も少しあるのかなと思いますので、今後このようなことがないように審査会を運営していきたいと思います。それでは、審査会に入っていきたいと思います。まず、一般傍聴の方から写真撮影の申請が出ておりますので、許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、本日の付議事項なんですけど、1の被審査議員に対する事情聴取ということで、本日は、矢田参考人をお呼びして、今までの争点を整理した中で、改めて、矢田参考人にお聞きしたいということがありました。それでは、会を代表して一言御挨拶させていただきます。本日は、お忙しい中にもかかわらず本審査会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本審査会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べいただきますようよろしくお願いいたします。なお、矢田参考人におかれましては、会長の許可を得てから発言くださいますようよろしくお願いいたします。発言の内容は事案の範囲を超えないようお願いいたします。また、矢田参考人におきましては、委員に対して質疑をすることができないようになっておりますので、あわせて御了承をよろしくお願いいたします。また、今回の政倫審では、いろいろ複雑な時系列等々がありますので、質問の内容で分からないところがあるのであれば、聞き直して、どういったことかと聞いてもらえれば

と思います。では、参考人に対しての質問をしていきたいと思います。
委員の皆様の挙手を求めます。

宮本政志委員 確認をさせてください。今の会長の説明でいきますと、あくまで1回目の参考人とか、参考人招致のときと違って、今回の参考人は、矢田参考人が我々の質問に対して、どういった質問かの趣旨がよく分からないときに、こういうことかの確認のみができて、そのほかのことは、我々委員には質問できませんよという通常の手続だとお聞きしたと思うんですけど、そこを確認したい。今回は、認めないということなんですか。

奥良秀会長 今までも質問権までは認めていないと思います。委員の皆様が参考人に対して質問する中で、その事由に対して、きちんと答えていただきたいと思いますので、内容的に分からないところ、何が聞きたいのか分からないときに、どういうふうな質問ですかというようなやり取りができればいいのかなと思っております。そういう答えでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは委員の皆様の質疑を求めたいと思います。

大井淳一郎委員 前回の政治倫理審査会で、こういった市議会政治倫理審査会設置を求めてということで、黒塗りで個人名は隠されている文書があります。お持ちですか。これは矢田松夫記と書いてありますが、これを矢田議員が書いたということで間違いないでしょうか。

矢田松夫参考人 私が記載したものです。政治家矢田松夫ではありません。矢田松夫記です。

大井淳一郎委員 これの配布の仕方なんですけれども、配布の対象と折り込みとかポスティングとか、そういう配布の方法も含めて、対象と配布の方法を教えてください。

矢田松夫参考人 それと今回の3名が出された請求書と関連があれば、私は、
お答えします。

大井淳一郎委員 項目の4番目で、市民を利用するというのは、余り関係ない
かもしれませんが、そのことによって同僚議員の名誉を傷つけたとあり
ます。先ほど私が示した文書の中では、森山議員が脅迫をしたとかいっ
た中身も書いてありますので、それとあわせて、まずこの文書は矢田議
員が書いたのか、書いたのであればどのような範囲で配り、配り方はど
うだったのかを確認したくて聞きました。

矢田松夫参考人 今の2点についてお答えします。最初の質問の回答は、私が
書いた。政治家矢田松夫ではないけど、矢田松夫記と明らかにしてお
ります。二つ目の配布対象者は、署名をされた方です。あまりにも早く取
り下げられたので、180名の方には行き届かなかったということであ
ります。

大井淳一郎委員 行き届かなかったということで、その180名の方に配った
んですか。それとも不特定多数の自治会内で配ったのかということをも
明らかにしたい。

矢田松夫参考人 先ほど答えたように、このチラシについては、署名をされた
方に配布する予定であった。しかし、あまりにも取り下げが早かったの
で、署名された方で配布していない方もおられますが、対象は署名され
た方です。不特定多数ではありません。いわゆる経過報告の説明書です。

大井淳一郎委員 署名された方に1軒1軒配られたということですね。

矢田松夫参考人 そういうことです。

奥良秀会長 傍聴人が定数3人より多くなりました。皆様に諮りたいと思いま

すが、傍聴を認めてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）傍聴を認めます。審査会を継続します。質問のある方はいらっしゃいますか。

伊場勇委員 大井委員が言われた資料のことについて、もう一つ確認させてください。いろいろ記述されておりますが、中段で森山議員から郵便書留による脅迫という文字が書かれております。この脅迫という文言については、誰がこういう言い方をしたのでしょうか。それとも、矢田議員が脅迫だと感じられて、こういう文章にされたのでしょうか。

奥良秀会長 傍聴人の方、私語は慎んでいただきますようお願いいたします。

矢田松夫参考人 これは令和4年8月4日に森山氏自らが当時の自治会長に出された内容証明の郵便の中に、民事若しくは刑事事件で告発するということを書いてありますので、イコール脅迫というふうになったわけであります。

奥良秀会長 もう一度、説明をお願いします。

矢田松夫参考人 もう1回言います。これは8月4日の消印ではありますが、文書も8月4日ですね。森山氏が当時の会長に、このように書いてあります。刑事的、民事的な法的処置を取らざるを得ないと。この文書をもって通告するというので、ここに書いてある記載になったということであります。

伊場勇委員 この脅迫というふうに文章を作ったのは、矢田松夫記と書いてありますので、矢田議員のことなんでしょうけれども、脅迫という文言を使うように決めたのは、誰なんですか。

矢田松夫参考人 書いた本人です。書いた本人は、今、言った内容証明の資料

に基づいてこのように記載をしたということです。（「意味が分かん」と呼ぶ者あり）意味が分らんか。

奥良秀会長 私語は慎んでください。

矢田松夫参考人 なら、会長が言ってください。意味が分かんということです。

伊場勇委員 今、矢田議員は法的措置を取らざるを得ないというような文書が来た。それは脅迫なんですか。

矢田松夫参考人 脅迫でしょう。脅迫じゃないんですか。私は脅迫と取ったんです。

伊場勇委員 矢田議員は、脅迫で取ったということなので、脅迫と取って、この文書に記載したということなんですね。分かりました。こういう文書を書くと、森山氏から脅迫を受けたという文書になりますが、これについて、こういう文書を市民である180人の方に配ろうとした。そういう行為をしたときに、どういったことが起こるかとか、そういうところを考えずに、こういう文書を出されたんですか。その辺はいかがでしょう。

矢田松夫参考人 そういうこととは別に、この内容証明というのは、皆さん方は御存じのように、裁判所の公的資料にもなるし、そういったものから見て、この内容については、取らざるを得ないと。民事、刑事に取らざるを得ないと、法的処置をとりますよということの記載の文書でもって、私はこのように書いたということでもあります。

伊場勇委員 そういうことを聞いたんじゃないかと、180人に配ろうとされたこの文書について、森山氏から脅迫されているというような文言を書か

れていることについて、それを受け取った方はどういうふうな感じで受け取られるかどうかとか、それによって、どういったことが起きるかとか、その辺は何も考えなかったのか、考えたのかという質問です。

矢田松夫参考人 何も思いません。この文書から見て、感じ取ったということ
です。記載者の責任です。

宮本政志委員 ちょっと話を整理したいんですけど、森山議員から、どなたに
そういった内容証明が届いたんですか。

矢田松夫参考人 西善寺自治会会長誰それ誰べえということですよ。そして、受
け取った本人からも、そういうふうに私は聞いております。

宮本政志委員 矢田参考人がそれを見られた経緯というのは、例えば受け取っ
た元自治会長の方からこういったものが来たから、矢田さんちょっとこ
んなもん来たけど、見てもらえんדרろうかというふうな流れで見られた
んですか。

矢田松夫参考人 間違いありません。当時は二つほど、こういった文書が出て
おりますので、両方とも私が頂いております。

宮本政志委員 そういう経緯で見られたと。矢田参考人にちょっとお聞きした
いんだけど、内容証明郵便というのは、日本で認められた書類の法的な
出し方ですから、違法な書類ではないですよ。まず、そこをお聞きい
たします。

矢田松夫参考人 私もそういう職場おったので、宮本委員が言われたとおりで
あります。

宮本政志委員 そうすると論点がずれたらいけないので、日本中で内容証明と

というのは、行き交っているはずなんですよ。そうすると、日本中で行き交っている、発行されている内容証明が全て脅迫に当たるのかという受け止め方と、この度の内容証明に関しては、脅迫と受け止めたかですね。どちらでしょうか。

矢田松夫参考人 この度の内容証明を見てから、そのように私が受け取ったということです。また、受け取った本人からも、そういうことと同じ意見です。

宮本政志委員 その内容証明に民事、刑事で、ちょっと今、目の前にないんで詳しいことはちょっと分からないんですけど、民事訴訟あるいは刑事訴訟の取らざるを得ない、あるいは取っていきますよという内容があったから、これは脅迫だというふうに受け止められたんでしょうか。

矢田松夫参考人 そういうことです。この文書をもって通告するというふうに書かれておりますので、これは、自治会誰それ何がしに対する脅迫ではないかというふうに私が取ったわけです。

宮本政志委員 非常に大事なところなんです。我々は議員なので、非常に大事なことを一つお聞きします。そういった内容証明で相手方に対して刑事訴訟や民事訴訟も視野に入れていきますよという内容があったら、議員として、これは脅迫文なんだ、脅迫に当たるんだ、脅迫行為なんだと認識されたということによろしいですね。もう一度、確認します。

矢田松夫参考人 前回の政倫審の中で政治家矢田松夫と言われた方もおられますけど、私はそういう気ではありません。市議会議員でどうのこうのじゃなくて、ここに記載している名前のように矢田松夫ということで私はこの文書を書いたということです。私はまだ言いたいんですけど、政倫審の中の条例を見ますと、この書類が添付資料として出されたら、この資料全てが確固たる証拠であるというふうになっているのかどうか、

私は皆さん方の御意見を非常に聞きたい。私は質問ができないけどね。
1点を取って脅迫と言われましたが、文章は上から下まであるんです。
上からずっと見られて、これは脅迫なのか、そういった事実があるかな
いのか、これを含めて私に質問していただきたい。今は1点だけですよ
ね。

宮本政志委員 そのとき元自治会長さんから内容証明を見せていただいて、そ
の方は、自分は脅迫されていると言われましたか。

矢田松夫参考人 そういうことであります。そういうことで私はコピーを頂き
ました。

宮本政志委員 今の政治倫理審査会の件について会長にお尋ねします。当初私
は、会長に確認しましたよね、本日の参考人に対する質問の方法に関し
て。質問の趣旨に関することは、矢田参考人はお聞きになられてもいい
と言われたけども、先ほどから、御自分の論点についても、反問されて
いるんじゃないんですか。私は、当初、それは本日は認めないんですね
という確認をして、会長は認めませんとおっしゃいました。しかし、今、
認めていらっしゃる。今日のこの審査会の流れはどうなんですか、どう
されるんですか。会長、あなたがおっしゃったこと違うよ。最初に私が
確認しましたよね。本日は我々が矢田参考人に質問をする。その質問の
趣旨に対して矢田参考人がどういった質問でしょうかという聞き返しは
いいですよ。それ以外は駄目ですよとおっしゃったから、私は再度の確
認で、参考人として、こうなんですかという参考人がおっしゃったよう
なことは、今日は認められないんですねということを聞きましたよね。
そうですと言われましたよね。でも、それと違う方向で政倫審が流れて
いるじゃないですか。その辺りは、今後、整合性が取れなくなる可能性
があるんでどうされるんですか。

奥良秀会長 私もやり取りを聞いている中で、範囲を超えているところがあり

ましたので、注意ができるところは、今後は注意していきたいと思
います。適切な会議の運営に努めてまいりたいと思います。

宮本政志委員 暫時休憩を入れられても構わないんですけど、別に私らは、今日、矢田参考人を責めるという立場で一方的に聞きたいことだけを聞いて、質問に対して、よく意味が分からないからもう一度お願いしますということのみしか参考人には与えないということではないんですけどね。通常はそうですよね、参考人の場合は反問権がありませんからね。しかし、今までの参考人招致を踏まえていくと、そこに少し疑念があったから私は当初言ったんです。ですから、もしあれでしたら事務局とも打ち合わせされて、一切矢田参考人は、こちらの質問以外のことはしゃべるなど、それだけに答えなさいと、自分が言いたいことがあったり、こうこうじゃないですかとかあったり、そういったことはしゃべるなどという方向性は不平等に感じるんで、その辺りを暫時休憩となっても結構ですから、事務局とで打合せするなりして、もう一度、検討していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

奥良秀会長 最初に言ったとおり、今回も質問に対して答えていただくと。私の運営の仕方が悪かったのであれば、今から気を付けていきます。

宮本政志委員 それをおっしゃるんなら、さっきの矢田参考人の発言どうされるんですか。削除されるんですか。訂正されるんですか。そのままこの議事録を残すんですか。その辺りもちゃんと方向性示してくださいよ。ここは議会でしょう。

奥良秀会長 後ほど議事録を作る際に精査していただきます。精査することで皆さん御了承よろしいでしょうか。

宮本政志委員 精査されて、どっからどこまでが削除される可能性が出てくるかもあるんで、暫時休憩を入れてください。

奥良秀会長 暫時休憩します。

午後 2 時 2 0 分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。先ほど宮本委員から質問というか、こういう流れがおかしいんじゃないかという意見がありました。もう一度、皆様に確認ということで、お話しさせていただきたいと思います。本日、矢田参考人におかれましては、委員に対しての質問はできません。できないということは、質問権はないということです。ただ、委員から矢田参考人に対して質問があった場合に、その趣旨、内容に分かりづらいところがあれば、反問権で質問自体を聞き直したりすることはいいですよと私は言ったつもりなのですが、そのような解釈で会議を進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

宮本政志委員 当然のことを聞きますよ。会長の立場は中立公平でしょう。これは審査会の会長のみならず、委員会であれば委員長、議会であれば議長、中立公平な立場というのは当たり前の話なんで、それをしっかり念頭に置かれて、この審査会の運営をされていく。途中で御自分の感覚のみで矢田参考人の発言を止めたりうんぬんというのは、内容によってはそうせざるを得んかもしれんけども、中立公平という前提でそういう運びをされていくということを確認させてください。それでいいですね。

奥良秀会長 私も会長を仰せつかっておりますので、中立公平に審査会を運営させていただきますとともに、委員の皆様のお意見の中でおかしいところがあったとしても意見を止めずに、最後までお聞きして注意するような形で、皆様にとって公平公正な審査会運営をしていきたいと思ってお

ります。

白井健一郎委員 先ほど大井委員がいいこと言われたと思うんです。ごめんなさいこういう言い方をして。請求の1から4のどこに当たるのか説明して、どこが聞きたいのかということを書いてもらわないと、自分の分からないことを1から10まで順番に聞いてもらうだけでは、聞いているほうもどこを強調して聞いたらいいのか分からないし、本当にそれは終わりませんし、そうなってくると際限がないです。ですから、今言ったようなことを皆さんも心に置いて、質問していただきたいと思うんですがどうでしょうか。

奥良秀会長 白井委員の提案で請求内容の1から4のどこに当たるのかということで、質問していけば分かりやすいんじゃないかという御意見を頂きました。できればそのようにしていただければ分かりやすく審査会を運営できると思いますので、御協力をよろしくお願いします。

伊場勇委員 もうちょっとこの資料について確認しておきたいんですが、1と3に関わるかと思います。8月4日に元請求代表者のところに内容証明が来て、取り下げられましたが、8月22日に調査請求書が出されたということです。8月4日に来て、お盆の辺りに配られたんですか。180名に配りたかったけどおっしゃいましたが、この資料というか、「矢田松夫記」の紙はいつ頃、どういうふうに配られたんですか。

矢田松夫参考人 覚えておりません。

伊場勇委員 全く覚えていないですか。少しも覚えていないですか。

矢田松夫参考人 覚えておりません。

大井淳一郎委員 事由の内容の1とか4とかに、市民を利用することによりと

ということがあります。以前、矢田参考人にお伺いしたときに、結局、矢田参考人が市民を利用したのかというところの中で、黒幕という表現で政経ジャーナルに書かれておりました。それについて聞いたところ、黒幕として裏で糸を引いたことは一切ないと。市民をだましたとか、知らない市民をだましたということは一切ないと矢田委員は言われております。あくまでもサポート役ということなんですけれども、そもそもなんです。このような審査会設置という手段を取らずとも、相談を受けたときに、矢田参考人としては、森山議員とは同僚、同じ会派だったんで、森山議員に「自治会内で問題になつとるぞ」と、「おまえ何とか解決に向けてやらんか」と間に立つことができたと思うんですが、そういった動きは一切なかったんでしょうか。

矢田松夫参考人 一切ありません。

大井淳一郎委員 森山議員には一切そういう働き掛けをせずに、紙を印刷したり、このような署名の動きをされたということですね。なぜ、森山議員に働き掛けをしなかったんですか。

矢田松夫参考人 それまでに自治会の役員会を含めて、非常に大きな混乱があって、いわゆる会計処理、積立金、一般会計等についての不正疑惑があったということでもあります。そういうことがあって、私から話をするというのではなくて、私はあくまでも自治会の代表者のサポーター役で、その人のために話をしてきたということでもあります。どっちに付くか、真ん中に付くのか、右に付くのか、左に付くかより、相談者に付いたというのが、この結果であります。

大井淳一郎委員 相談者に付かなくても、矢田議員は森山議員と同じ会派だったわけですから、働き掛けて解決に向けて、要はこういう手段を取らずともできたのではないかと思うんですよね。なぜ、森山議員に働き掛けをしなかったんですか。ちょっとそこが気になるんです。

矢田松夫参考人 どういう趣旨で言われたか全く分かりません。私がなぜそのときに森山議員に相談しなかったのかというのが趣旨だと思うんですが、これは先ほど言ったように、相談者側に付いて私が話を聞いているので、間に立つということはありません。今回の事実は、普通の犬猫とか近隣のトラブルじゃないんです。公金の不正疑惑について、あったかないかということが非常に大事なところでありますので、私はあえて、あなたがこんなことしたんじゃないかとか、こういうことがあるんじゃないかとか、通帳に何でお金を入れなかったのかとか、こういうことは一切しておりません。私の情報はあくまでも、自治会の相談をされた方のほうに立って対応してきたと。何度も言いますが、そういうことは絶対にありません。

大井淳一郎委員 矢田議員は森山議員との関係が、もともと同じ会派だったので、要は弁護士みたいな感じで、一方的に相談相手に付いたということなんです。矢田議員は議会人ですので、森山議員にどういうことかと、これについて何か説明責任を果たしたほうがいいんじゃないかと、要は水面下でこういうことはできたんじゃないですか、こうやって表に出る前に。

矢田松夫参考人 そういう状況ではありません。

宮本政志委員 今、そういう状況じゃありませんとおっしゃったのは、これは個人的な考え方ですから否定はできませんが、今、大井委員が言われたことは私も同じ考え方をするんですよ。4番に絡んでくることなんです。つまり、大井委員が今言われたことを、私が自分の立場なら同じ行動を取るなという前提なんです。つまり、元同じ会派であろうと、今同じ会派であろうと、先ほど矢田参考人がおっしゃったように、議員が重大な問題を起こしているという相談を受けたら、一方だけではなくて、本人、今回で言えば森山議員に「こういう話があるが本当か」と。こうじゃな

いか、次に議員としてどうするかという考え方をするのが私は一般的であり、大井委員も今おっしゃったようにそういうふうな行動を取られるから、そういうふうなことを聞かれたんでしょう。私もそういう行動を取ります。大半の議員は恐らくそういう行動を取るんじゃないかなという前提で今、大井委員は質問されたと思うんです。そこで、ストレートに聞きますよ。次の選挙で森山議員を落としてやろうとか、あるいは前は同じ会派だったのに、今回同じ会派にならなかった。話がなかったのか、森山議員が断ったのか知りませんが、そういった主観が恨みつらみじゃないけど、そういったものが前提にあって、一般的なら話をするところを、もう全くそういった話をする気がなかったからしなかったのか、そういったことはないですか。

矢田松夫参考人　そういう属人的なことについては、お答えできません。そういう意図は一切ありません。ただ、同じ会派であれば、相談していたでしょう。今、思えばよ。10月に改選した以降は、違う会派ですので。

宮本政志委員　なるほど。ということは、たしかに今のうちの議会は会派制を敷いておりますけど、今、同じ会派ならとおっしゃったから、同じ会派の議員ならこういう話があるぞということで両方の話を聞いて、行動を取ったけど、会派が違うから、この度は、一方的に自治会の役員の方の話だけを聞いたと、今、そういうふうに証言されたんで、その辺りはもう1回ちょっとお聞きしますけど、間違いはないですか。

矢田松夫参考人　私は一般論を言ったまでであって、個人的な恨みつらみの属人的なことについてはお答えできません。取り方によって、宮本委員が言われたような取り方が本人はあったんでしょうね、宮本委員自身に。私はそういうことは一切ありませんし、そういったことについてのお答えはできません。これは個人の問題ですからね。

吉永美子副会長　8日に山田議員に参考人として来ていただいたときに、森山

議員を対象とした調査請求を出された3人のうちの1人なんですが、その話の中で、中島委員から要請を受けて、このメンバーに入ったんだというお話があったと認識しています。これはどういう必要性があって中島委員に声を掛けられたのか。また、どのような話をされたのか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

矢田松夫参考人 それは1から4のどこに当たるんですか。こういう質問はいんですか。

奥良秀会長 1から4のどこに当たりますかということなんですが。

宮本政志委員 会長、すみません。先ほど白井委員が言われたことに関しては気を付けてやっていきましょうということで、もともとの政倫審の委員が1から4に全く関係ないことを質疑することはあり得ないんです。そのあり得ないことが起きたら、会長がそのときにさばいたらいい話です。吉永委員が言われたのが1から4の具体的にどこですかって、全体に係っているわけでしょう。会長のほうであらかたその辺りをさばいてくださいよ。白井委員は、全部そうしますという確定ではなかったでしょう。極力1から4ということが分かれば、最初に言ってくださいというだけで、今の吉永副会長の質問は全てこれに絡んでいるじゃないですか。1から4のどれですかって、関係なかったら、今の質問は関係ありません。関係していますよ、この政治倫理審査会に。ちゃんとさばいてくださいよ。

奥良秀会長 もう一度質問をお願いします。

吉永美子副会長 8日に山田議員、要は森山議員を対象として調査請求を出された3人のうちの1人で、この審査会に来ていただく必要性が生まれて、来ていただきました。そんな中で3人の名前を連ねたことにつきまして、共産党の中島委員から要請を受けたのだという話でした。そこで、矢田

議員としては、中島委員にどのように声を掛け、どう必要性を感じ、またどんな言葉で要請されたのか、お聞かせいただけたらと存じます。

矢田松夫参考人 これは前回も私の参考人のときにお答えしましたように、元請求代表者が取り下げられたということで、今回の会計疑惑については、うやむやになると。これではいけんということで、私から2人に声を掛けたと。これはもう前回に答えております。3名いなければ、政治倫理審査会の設置要求はできないということであります。どういう言葉を掛けたかというのは、当時ですから覚えておりませんが、結論を言うと、3人集まらなければ設置請求はできないということです。

宮本政志委員 副会長がした質疑は私もしたくて、非常に重要なんだけど、少し行き違っているんですね。山田議員の参考人のとき、それから中島委員の発言でいくと、この政治倫理審査会の請求に関しては、中島委員の発言は、中島委員から矢田参考人に持ち掛けたと先日お聞きしています。これは議事録に出ていると思います。山田議員に関しても、それと同様な答弁があったと思うんです。つまり、山田議員は中島委員から相談を受けたと。矢田参考人から一切そういった話もしてないし、相談を受けてないとおっしゃったんです。たしかに前回、矢田参考人はそうおっしゃっているんですよ、自分から持ち掛けたと。ここでちょっと食い違っているんで、その辺りは非常に重要な点でもあるんで……

中島好人委員 多分、矢田参考人は勘違いされているんじゃないかと思います。前回も言ったように、この問題は、私たちは森山議員に直接じゃなくて、会派代表にきちんと文書で、こういうことがうわさになっていると。ですから、会派の中で話して説明責任を果たさせてほしいという文書で会派の会長に出しています。取り下げられたということで、せっかく僕らが出したけれども、そのことがきちっと説明されないという状況で、山田議員や矢田議員にも声を掛けて、3名で結成したということだったと僕は記憶しております。矢田参考人はどうでしょうか。

矢田松夫参考人 結局その3人が話をして、誰が出したのかという質問でしたので、私が出したと答えただけです。じゃあ誰が主導的あるいは、いつどこで3人がどのように話をして、どのようにしていくのかということも話をしましたが、私の名前が一番頭にあるように、その当時は私が頭になって、私が出したということの結論です。

中島好人委員 私になってもよかったと思うんですけども、その前に矢田参考人が中心になって出されていたから、その辺のいきさつから代表を矢田議員にしてはどうかというのは僕から持ち掛けたと私は記憶しております。皆が同時みたいな感覚でいたということではないかと思っています。そういうふうに僕は記憶しておりますけど、参考人はどうでしょうか。

矢田松夫参考人 そのとおりであります。

宮本政志委員 そうすると、我々が出した調査請求の1番は整合性が取れますよね。つまり、今のお話からいくと政治倫理審査会に関しては3人が、その前に出た件に関しては、矢田参考人がこういうふうに出せばという前提で出して、一旦出たものが取り下げられた。そして3人で話をして、3人で……なるほど。そうすると、私らが出した請求書の1番目と整合性が取れるんですよ。前回、食い違っていたんで、これは当然、矢田議員に対しての請求書でしたから、食い違っているなと思ったけど、今ので1番と整合性が取れたということは確認できました。

白井健一郎委員 請求の1番のことなんですけど、ちょっと本質的というか、核心的なことをずばりお聞きしますが、当初請求をした方は、後に引込みました。その方は、お金を返還する手段として政治倫理審査会を選んだわけなんですけど、それは、もうここでの長い間の議論によって、政治倫理審査会でお金の返還を求めるのは違うんだという結論になったわけです。矢田議員は、長い間議員をされていて、政治倫理審査会の役職に

も就かれていた。当然、政治倫理審査会を使って、お金を返還できないということを矢田議員は知っていたにもかかわらず、それなのにその市民に対して政治倫理審査会という手段を教えて、言ってみれば、市民を利用して特定議員の名誉を辱めたという考え方がありますが、それについてどう思いますか。

矢田松夫参考人 これも前回、参考人のときに話しましたように、私は十数名と集まったときに、そういう話は一切していないし、本人にもしていません。ただ、政経ジャーナルを見てみると、いかにも現金が返ってくるようなことを盛んに、必要に本人が求めていたというのは記事にも載っていますし、本人もそのように言われています。私は一切そういうことありません。

白井健一郎委員 というと、市民の方は、お金の返還目的が唯一だったわけではないということですか。

矢田松夫参考人 それは、本人を参考人でお呼びして、お越しいただいたときにそういう話をしていただければ分かりますが、私のこの立場では、私はそういうことは一切ありません。お金が返ってくるということは一切ありません。

宮本政志委員 白井委員の質問も非常に重要なところで、この自治会あるいは当時の会長が何を求めていたのかというのを教えてください。

矢田松夫参考人 ずばり、公金の不正疑惑、これ一本です。これを明らかにするということだけです。

宮本政志委員 なるほど。だから自治会は当時、何を目的としたのか、お金が返ってくることだ。今の矢田参考人の話を聞くと、お金を取り戻すために政治倫理審査会という会を開くための請求をしたら、お金が戻ってく

るんだという判断を元請求代表者の方、若しくは自治会がそういうふうな判断をしたということですね。今、絡んでいないとおっしゃったんで。

矢田松夫参考人 それは本人に聞いてください。私はお金が返ってくるということを当時、皆さんに集まっていたときには、そういうことは一切しておりません。言っておりません。（拍手する者あり）

奥良秀会長 傍聴人の方は、静かにお願いします。

宮本政志委員 7月30日に政治倫理条例の説明を十数名の方にしたんじゃないですか。

矢田松夫参考人 そうですね、7月30日ですね。この日は、7月30日で間違いありません。

宮本政志委員 そうすると、ちょっとよく分かんなくなってくるんだけど、自治会が当時求めていたのは、お金が戻ってくること。政治倫理について自治会の方十数名に政治倫理審査会の件を説明されているんでしょ。でも、先ほどの話の流れからいくと、自治会の方が当時の会長たちが、政治倫理審査会を開いたらお金戻ってくるんだねと何か調べられるのか何か分かんないですけど、そういう解釈をもって開かれたように受け止められる。何か流れが、議事録に全部目を通してはいるんですけど、その辺り、矢田参考人もう一度はっきり端的でいいですから教えてもらえますか。

矢田松夫参考人 何度も言いますが、私からお金が返ってくると、審査請求はそういうもんじゃありませんよと、議員の疑惑について明らかにできる場であると、もうこれしかありませんよと。それまでは、7月30日ですか、自治会の中で怪文書が出たり、あるいは怒号が飛び交ったり、混乱が起こったり、そういうこと不幸な出来事ですね。そういうことを

続けるよりは、政治倫理審査会で審査してもらったほうが、逆に平和であるということですね。ただ、そういうことなんです。それでそっちの道を取っていただいたと。それで私も政治倫理審査会とはという説明をしたということです。当時の文書はあります。どういうことをしゃべったのか、どういうことを皆さん方をお願いしたのかというのがあります。

奥良秀会長 その資料がいいかどうか、1回ちょっと見させてもらうので、暫時休憩します。

午後 2 時 5 5 分 休憩

午後 3 時 3 分 再開

奥良秀会長 それでは政治倫理審査会を再開します。最初に先ほど注意した内容ですが、傍聴人の方が拍手したときに注意させられました。この内容といいますのが、山陽小野田市議会委員会傍聴規程の第6条、傍聴人は傍聴席にあるときは次の事項を守らないといけないという中の第1号、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこととなっておりますので、以後、気を付けていただきますようお願いいたします。次に、先ほど、矢田参考人から説明文、どういふふうの説明をしたかという文の中身を見させてもらいました。特に個人情報等がなかったので、ここで読み上げていただこうと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）矢田参考人、お願いします。

矢田松夫参考人 それでは、当日配った資料について読み上げていきます。山陽小野田市議会政治倫理審査会設置に向けての署名についてということで、市内に住む18歳以上の方なら、どなたでも署名できます。署名者の住所氏名については、公開されることはありません。市内に住んでい

るのか、本人確認を選管で確認するだけです。審査会設置に賛同するかしないかを問う署名です。森山疑惑について、以下の事件について審査をする署名です。一つ、公会堂建設に伴い、積立金の疑惑、虚偽報告。二つ、令和2年度自治会決算報告に対する使い込み。3、いまだに謝罪すらしめない道義的説明責任など、市議会政治倫理条例第3条1項、市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、職務に関して疑惑を持たれる行為をしないことに抵触し、この事実があるかないかを審査する署名でありますということです。

奥良秀会長 ありがとうございます。説明文書の中には、特に問題がなかったというか、市民にきちんと説明ができていのかどうなのかの判断になってくると思います。どのように思われますか。

伊場勇委員 最後おっしゃった職務に関して条例違反があったかどうかというところだと思うんです。政治倫理条例の解釈の話になると思うんです。今、問題になっているのは、自治会内の職務ですよ。自治会の職務について今、問題になっていますよね。矢田さんがおっしゃるのは、議員としての職務に関して疑義を持たれる行為というような取り方もあると思うんですが、矢田参考人は違うんですか。もう終わりましたけど、もう一方の政倫審については対象が森山議員でした。いろいろ審査を進める中で、結局のところ、これは政治倫理条例に沿って話をするべきものじゃなくて、これは自治会の話だということで打切りになりました。そのことを踏まえて、矢田議員の認識をもう一度確認させていただきたいと思います。

矢田松夫参考人 これは当時の問題ですので、当時の問題について、お答えいたします。これは、議員としてどうなのかということでもあります。森山議員としてどうなのかということの署名でありまして、私が西善寺自治会の問題について、とやかく言う問題ではないということです。議員として政治倫理条例について抵触することがあると、議員としてですよ。

自治会長とか自治会の内部の問題について私は言いませんが、そういうことは、議会の中でやるしかないよということなんです。

伊場勇委員 ちょっと聞き方を変えますけども、条例の「その職務に関して」と、その「職務」というのは、議員が自治会長であったり、違う会の会長であったり、全てにおいての職務という取り方を矢田議員はされているということですか。

矢田松夫参考人 職務じゃなくて議員としてどうなのかと。議員としての職務はどうなのかということをお聞きなんです。

伊場勇委員 議会活動、議員活動がありますよね。その解釈ももちろん御存じだと思いますけれども、自治会の自治会長の仕事は、議員活動ですか。

矢田松夫参考人 それを私に聞いて、私がそれを答えて、それは議会活動であると。広く全般的に市民の福祉を求めるということであれば、それも一部入るんじゃないかと思います。自治会活動も、あるいはスポーツのこともあるし、その他の老人会もあるし、青年部のこともあるし、全てそれは議会活動の一部に入ると思います。線引きはできません。

藤岡修美委員 矢田議員にお聞きしますけれども、元請求代表者が森山議員に対して、政治倫理審査会の調査請求を出されて、それを撤回されました。3人の議員で改めて森山議員に対して政治倫理審査会の調査請求を出されて、それがこの政倫審で否となって、森山議員の案件は、政治倫理審査会にそぐわないということで、結果的に矢田議員は、流れとして、市民に政治倫理審査会でこの問題が解決するような、異なったメッセージを出されたというふうには考えておられませんか。

矢田松夫参考人 思っておりません。事実を明らかにしたまでです。

大井淳一郎委員 先ほどの皆さんの質問と重複する意味と、あと整理する意味で聞きますが、矢田委員はこの第3条第1号の「その職務に関して」というのは、議員活動じゃなくて、広く含まれると解釈をされているから、今みたいな説明で、森山議員の自治会内での出来事も政治倫理審査会の対象となるよというふうに解釈したから、そういう説明をされたということですね。当時の話ですけどね。

矢田松夫参考人 そういうことです。

白井健一郎委員 もう一つの政倫審がありました。そちらでは、自治会の問題と議員活動の問題は分けるべきだという、ちょっと正確ではないんですけど、そういうことによって打切りになりました。ただ、こちらの政倫審ではむしろ、お金を返還してもらうのに、どういう手段を用いたら適当なのかということ、政倫審は不適當だった。その不適當な手段をわざわざ教えたということはずっと主張されていたと思うんですよね、創政会の皆様は。そうなんですけれども、矢田議員からすれば、正解は政倫審ではないのに、政倫審というその答えを市民に教えて、わざわざだまして市民を利用したというところまで、たしか主張なさっていたと思うんです。私は今日の矢田議員の話を聞いていると、程度の問題として、そこまで行っていないと思うんですけれども、どうでしょうか。（発言する者あり）矢田議員にお聞きします。

矢田松夫参考人 白井委員が言われるとおりであります。

宮本政志委員 今の白井委員のは、自由討議に入った場合におっしゃることなんで、先ほども言いましたけど、きちっと会長がさばいていただけたらと思います。今の政治倫理というものが、議員の職務として行ったものと、それ以外ということで線引きがされてあるんだけど、確かにうちの政治倫理条例というのは、少しその辺りが曖昧な点があると私は思っています。簡単に言えば、何か飲食店を営んでいる人が議員になって、

飲食店で食中毒が起きたと。今度から食中毒を起こさないように気をつけなさいよと議長から議場で注意を受けますかという話なんです。そこはおかしくないかな。まだ、この条例に少し不備が確かにあるんですよ。ただ、今日の矢田参考人の話を聞いていると、先ほど、森山議員の疑惑を晴らしたいという自治会の考え方、その疑惑というのは、どういった疑惑なのか。お金がなくなったとかいろいろな疑惑、お金が返ってきてほしいというのは全くありませんでしたというのであれば、そのお金のことは出てきませんから、当然、何らかの悪いことしたという事実があるんなら、それはそれで裁かれるべきだ。そして、お金はちゃんと返してくださいというような全部のことが含まれているんだから、当然、政治倫理条例とか政治倫理審査のことを説明するんなら、当然、その方々が望まれることを解決する手段として、当然説明したことになるわけですよ。だから、この間も山田議員のときに聞いたんですけど、これは類推ですよ、類推だけど、矢田議員から政倫審の話を受けて、自治会の要望としてお金が返ってくると。この要望が実るんだと、返ってくるんだというふうに類推されるというのも山田参考人にも聞きましたけど、類推されるじゃないですか。それは全く矢田参考人が説明したことに関しては、そういったことを類推しようがない、することもおかしいというふうに思っていますか。

矢田松夫参考人 今の質問が私にはよく分からないんですが、お金が返ってくるんだということを当然に市民の皆さん方が感じ取ったんじゃないかと、私の行為が。そういう質問でいいんですか。違うのか。

奥良秀会長 宮本委員、そういうふうな質問でよろしいでしょうか。

矢田松夫参考人 私の説明があたかもお金が返ってくるような説明に皆さんが取ったんじゃないかと。それについてどう思うかという質問ですか。

宮本政志委員 お金が返ってきてほしい、疑惑を晴らしたい、政倫審を開いた

ら大丈夫なんだというふうに思われたんじゃないかということ。全くないということか。

矢田松夫参考人 それは取り方、解釈ですが、私はお金が返ってくるとか、もう何回も、前回も今回も言ったように、そういう説明をしていないんです。今日皆さん方のお手元にあるチラシを見ていただければ分かりますように、この内容について皆さん方が見て、お金が返ってくるかどうかじゃないんです。お金はどこ行ったのかということの疑惑を皆さん方が知りたいというんですよ。お金がどこに行ったのか。もうこれ以上は、言いません。以上です。

奥良秀会長 チラシのことについては、ここでは……

矢田松夫参考人 先ほど、疑惑を晴らしたい、その内容はということだから、疑惑についてはどうなんかというのは、その疑惑の内容については、このチラシの上段に書いてありますよということで、このお金が返ってくるということの説明もしてないし、皆さん方もお金が返ってくることは思っていない。ただ、1人だけおったんですよ、18万7,000円なんぼ返ってくるんだと執ように言った人はおったけれど、ほかの方は、どういうふう感じたか知らんけど、こういうお金はどこに行ったんだ、だから、これについて説明責任、あるいは疑惑を晴らしたい。しかし、もう自治会では限界であると。お互いがみあったり、いろんなことがあったり、その議事録を書いた人もおられますけど、それを見たら分かりますように、もう本当に不幸な状態です。だから、違う場所で、第三者的なところで、政倫審という場でやったらどうなのかという提案なんです。

宮本政志委員 今、矢田参考人は重要なことをおっしゃっていますよ。自治会の方々というのは、お金が返ってくるか、返ってこないかは全く問題にできなかったと。つまり、お金がどこ行ったかという疑惑に対して、しっ

かり確認を取りたいんだということのみね。それなら政治倫理以前の問題で警察に相談するなり、刑事告発するなり、弁護士に相談したらいいじゃないですかという話にならないですか。

矢田松夫参考人 一般人なら自治会の中でそういう話合いもあるでしょう。しかし、対象者が議員であって、政治倫理審査会という機関があるから、そっちのほうに持っていったということだけなんです。それは今、宮本委員がそういうふうに使われるだけであって。

宮本政志委員 ということは、議員じゃなければ、自治会の方が勝手に弁護士に相談するなり、警察に相談しに行くなりするけども、議員だから、西善寺の皆さんが政倫審を開こうと判断されたということやね。今そうやっておっしゃっていますよ。

矢田松夫参考人 そうです。そのとおりです。私も何回も言いますように、前回も言いましたように、一自治会のことなら、私も介入することはないと。ただし、自治会から相談があったから、実は自治会長については、議員なんですよと。議員なんですよという前に私も分かりますけどね。だから問題があるということなんです。一般人であれば、自治会の中で告発しようと、警察に行こうと、それは自由におやりなさいということなんです。

宮本政志委員 これはもう必要とあらば、また参考人招致をしないといけなくなるかもしれませんが言うんだけど、議員だから、警察に相談したりうんぬんじゃなくて、政治倫理を選ばれたということですね。もう1回そこをちゃんと答えてくださいね。

矢田松夫参考人 もう1回言いますように、今回については、公会堂建設に伴い、積立金の疑惑、虚偽報告、令和2年度自治会決算報告に対する使い込み、いまだに謝罪すらしていない道義的責任などについて、議員とし

てどうなのかということの皆さん方の話合いの結果、そして署名に行ったということですが。

伊場勇委員 告発どうのという話があったので、その関連で、元請求代表者のところに警察が来られて、いろいろ聞かれたと認識しております。前回の議事録の中で、警察が何を質問したかとか、矢田参考人が結構御存じだったんですけど、それは矢田参考人が直接警察に行かれたんですか。そういうふうなことを知っているから言えたんですか。その辺を確認させてください。

矢田松夫参考人 警察は、捜査情報について一切内容は知らせません。私も聞いたことありません。どんな質問したのか、どんな捜査をしているのか、私もちょうど行ったとき警察の方がおられました。警察の方が、あんた何でここに来たのかと。私が来ることを知っていたのかというふうに言われました。たまたま偶然なんですけど、会話ししたのは、それだけです。捜査情報については、一切私のほうに報告すらありません。それは当たり前でしょう。警察機関が一市民に教えることはありません。

宮本政志委員 矢田参考人が警察に行って、今回の件で相談したり、こういうことがあるからこうだという行動も一切取られていないということですね。

矢田松夫参考人 そういうことです。

奥良秀会長 そういうことですかというのは。

矢田松夫参考人 そういうことというのは、私が行っても相手にしない。自治会の代表者だから、あなたが来るべきもんじゃないという回答でした。
（「行ったのか」と呼ぶ者あり）行きましたというか、連絡しました。話をしたいんだがと言ったら、あなたが来ても駄目ですよと、自治会の

代表者なら会いますよと、調査しますよと。でも、それ以外のことは出ません。だから、前回も言いましたように、日付が違いますよと。樋口さん（後刻「政経フォーラム21代表の樋口晋也」と訂正あり）が言った日にちが違いますよと。私はこういうことを言ってないよというのは、この前も私がしゃべったとおりです。それは前回の議事録と一緒にあります。

白井健一郎委員 請求2についてお聞かせ願いたいんですけど、業務上横領という言葉は、矢田議員が法的にはこうだと思って、これは犯罪だとかというふうに思われて発表したんでしょうか。

奥良秀会長 白井委員、もう一度お願いします。ちょっと早口で聞き取れなかったんで。

白井健一郎委員 請求2についてなんですけれども、業務上横領という言葉については、矢田議員が今回の事案は、こういう法的にはこう当たると判断し、自ら発表したんでしょうか。

矢田松夫参考人 それは自治会の方の御意見、あるいは議論、あるいは議事録を見てから、私が判断したということです。私から業務上横領ということを使ったことは一切ありません。ただし、前回も言いましたけれど、業務上横領という言葉を使って、元請求代表者の方に心苦しいことがあれば、私はその方に謝罪をしたいということなんです。その気持ちは今でもあります。

奥良秀会長 暫時休憩します。

午後3時24分 休憩

午後3時25分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。

矢田松夫参考人 先ほど私の発言の中で、樋口さんという言葉を使ったことについては訂正し、改めて、政経フォーラム21代表の樋口晋也と訂正します。

奥良秀会長 参考人から訂正の申出がありましたが、訂正してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）後日、きちんと精査をして、訂正させていただきます。

宮本政志委員 矢田参考人は警察署に行ったんじゃないかと警察に連絡をしたけど、自治会代表者じゃないから断られたのか、相手にされなかったのか、その辺りをもう少し。例えば、たまたま来られた警察官に言ったのか、あるいは警察署に電話をされたんですか。そこをまず聞こう。

矢田松夫参考人 私が連絡して行きましたところ、あなたは自治会の代表者じゃないから駄目だというふうに断られました。

奥良秀会長 連絡というのは電話ですか。

矢田松夫参考人 そうです。電話連絡して行きました。

宮本政志委員 もし覚えていらっしゃったら、どういった内容を警察に言ったから、あなたじゃ駄目よと言われたんですか。何も言わなかったら警察も答えようがないよね。

矢田松夫参考人 今回の自治会の疑惑について話をしたいということなんです。自治会の疑惑については、あなたから聞く必要はないと。自治会の代表から聞きますよと。早く言えば門前払い。

宮本政志委員 そのときは、参考人の名前のみを言われたのか、山陽小野田市議会議員ということもおっしゃったのか。

矢田松夫参考人 矢田松夫です。

奥良秀会長 市議会議員等とは言われていないということですか。

矢田松夫参考人 矢田松夫です。

宮本政志委員 警察は、市議会議員ということに関しては、全くこれっぽっちも感じた、あるいは類推されたということもないんですね。

矢田松夫参考人 それは相手の取り方ですが、門前払いということは、そういうことの意味だと思います。門前払いというのは、あなたの要望には応えられんというのはそういうことだと思います。（「そういうこととは」と呼ぶ者あり）そういうことというのは、門前払いだから、あなたの話を聞く必要がないということなんです。

宮本政志委員 警察に参考人が市議会議員であったかどうかの認識、あるいは類推があったかどうかを聞いておるんです。

矢田松夫参考人 それを私が言って、向こうがどういうふうにとるか分かりませんが、その辺は相手の取り方です。私は肩書を利用して行った覚えがありません。取り方の問題です。

宮本政志委員 何でこれを聞きよるかと言ったら、我々は立場的に法律の中でいろいろと束縛を受けているんですよ。警察であろうと、市の職員であろうと、議員という立場を理解させて、地位を使って、何か事を起こすというのは法律で禁止されていることなんで、当然その辺りというのは、

矢田参考人は御理解と御承知の上で、その前提でお電話されたんですよね。

矢田松夫参考人　そういうことです。

宮本政志委員　ということは、私が言ったように議員というのは地位利用したら法律違反になる、大変なことになるぞということは理解はされていらっしゃるということで大丈夫ですよ。

矢田松夫参考人　そういうことです。

伊場勇委員　少し視点が変わるんですけども、先ほど、いろいろこの件で自治会とその周辺にも、いろんな文書が出回ったというところで、政経フォーラム以外に文書がいろいろ出ていたと思うんですよ。私のほうにも何かいろいろ回ってきたり、資料にはなっていない部分もありますが、その点については御存じですか。

矢田松夫参考人　怪文書については、コピーがあります、どなたが出されたか知りませんが。それ以外の文書については、チラシでいいんですか、チラシについて回ってきたのかということですか。それをちょっとお聞きしたいんです。どんな文書が回ってきたのかということですが。

伊場勇委員　例えば、「疑惑のデパートです」といったものとか、「ねえ自治会長さん」から始まるいろんな資料が切ったり張ったりされているようなものがあるんですよ。それは御存じですか。

矢田松夫参考人　いろんな文書のコピーがあります。

奥良秀会長　知っていますかということですか。

矢田松夫参考人 知っています。

伊場勇委員 どなたが作ったかとか、どれぐらいの範囲に配られたとか、そういうのは御存じですか。

矢田松夫参考人 それは分かりません。

大井淳一郎委員 その関連でお伺いしますが、怪文書は出所が分からないんですけれども、出回っている文書の中では、元請求代表者の名前が書かれているものや、あるいは、森山議員に対する政治倫理審査会の後でも、疑惑がまだ晴れていないという文書が出回っております。この辺りの文書というのは、もちろん矢田議員の名前では書いてないんですが、これは矢田議員が御承知で、矢田議員が書いたということですか。そこを確認したい。

矢田松夫参考人 私は一切関知しておりません。ただし、そういった文書については、先ほど言いましたようにコピーはあります。

宮本政志委員 非常に話が深くなっていきよるけど、なぜコピーをお持ちなんでしょうか。

矢田松夫参考人 コピーもあります。

奥良秀会長 コピーをお持ちということによろしいですか。

矢田松夫参考人 もう一度言いますが、コピーもあります。あるいは、出された資料についても、チラシですか、結論が出た後のチラシについては、どういう内容か知りませんが、政党機関誌の中に入っているチラシ等については、原本あるいはコピーもあります。それは内部の問題です。

宮本政志委員 政党機関誌なら我々もあれですけど、コピーもありますというのは、そのコピーをどうやって入手されたんですか。原本を手にしてコピーされたのか、もともとのコピーを手にしていたのか。どのようにして手元に……

矢田松夫参考人 原本をコピーしたものです。

宮本政志委員 矢田参考人、こういったものを発行というのは、非常によろしくない方向に行くんですよ。その原本はありますというのは、原本はどうやって手にされたんですか。どなたかにもらったのか、家のポストに入っていたのか、その辺りをお聞きしていかんと、この政倫審が進んでいく上で、ちょっと方向性が変わってくる。これというのは、我々の手から離れるようなことになる可能性も大いにあるんで、非常に重要だと思います。これは、議事録に残りますから。

矢田松夫参考人 そのチラシの出所について質問されているんですか。コピーの話ですか。

宮本政志委員 原本も持っていたと言われたんじゃないかな。だからコピーか原本、どちらを持っていたんですか、両方ですか。

矢田松夫参考人 さっき言いましたようにコピーも持っているということです。コピーも持っています。

宮本政志委員 それはどうやってコピーなり、原本なりを手に入れられたんですか。

矢田松夫参考人 頂きました。

宮本政志委員 どなたに頂いたんですか。

矢田松夫参考人 それは答えられません。

宮本政志委員 これは、同僚議員としてちょっとお聞きしとかないといけん。

そういった怪文書に関して一切関係してないんでしょう。怪文書に関しては、先ほど伊場委員とかが言った書類に関しては、一切関与していないし、作ることに一切関与していないんでしょう。

矢田松夫参考人 私は関知していません。

吉永美子副会長 2月24日に藤岡委員から出された先ほどのチラシです。大井議員が聞かれた矢田松夫、いわゆる議員としてではありませんと言われているんですけども、一番下のほうに署名された皆さんには随時チラシで審査会の報告をしますとされています。報告はされてきたのか、また、どういう内容で、どういう立場でされてきたのか、お聞かせください。

矢田松夫参考人 審査会の報告はしていません。取り下げられるのが余りにも早かったということです。二つ目のどんな立場かですが、これはやっぱり矢田松夫であります。

大井淳一郎委員 何度も確認で申し訳ないんですが、今日、市議会政治倫理審査会設置を求めて、矢田松夫記というチラシがありますけれども、これ以外のチラシは一切、矢田議員は関わっていないということですね。

矢田松夫参考人 どんなチラシがどのようにというのは、私も言われてみないと分かりませんが、関わっておりません。

奥良秀会長 全てということによろしいですか。

矢田松夫参考人 全てって、例えばの話よ。（「このチラシ以外」）それ以外に何があるんですかね。

大井淳一郎委員 伊場議員が言われた「疑惑のデパート」とか、「ねえ自治会長さん」とか、そういった文書だと思います。中には怪文書もあれば、元請求代表者の名前とかが書いてあるものもありますよね。そういったチラシです。

矢田松夫参考人 それは元請求代表者が書かれたものです。

宮本政志委員 暫時休憩を入れてももいいけど、非常に重たい話で矢田参考人に不利に進んでいるかなと思うの。つまり、怪文書というところの論点と、あなたは今のこの流れからいくと、私の解釈ね、あなたは一切そういった書類、怪文書以外の書類、つまり書類というものを発行したことないんですかみたいな議論に行くと、今後、矢田参考人は何かうそをついたことになってはいけませんから、あくまで怪文書と言われるような書類に関しては、矢田参考人は全く関係ないと。そのほかは議員ですから、合法的に何か配ることはあったかもしれませんがという意味合いと思うんだけど、その辺りは、会長が少し気を付けてもらわんと。僕は、矢田参考人の今の答弁はそう受け止めたよ。全く書類を発行したことはないんじゃないくて、怪文書と言われるようなものに関しては、発行したことがない。でも、当然議員なんだから、何らかの書類は発行したことあるよと僕は受け止めたんで、その辺りをちゃんと言っておかんと、後から、虚偽答弁したようなことになったらいかんと思うんです。ちょっと整理してもらいたい。暫時休憩入れてもらってもいいけど。

奥良秀会長 矢田議員に私から質問させていただきます。今までに怪文書ではないですけど、御自分でいろいろな書類というものは出されていますでしょうか。

矢田松夫参考人 出しています。事実経過を報告した文書はあります。怪文書ではありません。虚偽報告とか、虚偽記載とか、捏造とかはありません。事実の数字を並べたものは、出したことがあります。

奥良秀会長 怪文書ではないものに関しては、矢田議員の名前が書いてあるということよろしいですか。

矢田松夫参考人 書いてあるものもあるし、役員会の議事録の報告については、ほかの方が書かれたのをコピーしたことがあります。私が書いたものはありません。ただし、チラシについては先ほど言いましたように、報告的なものはあります。私が書いたものがあります。ただ、捏造したり、人を誹謗中傷したりということありません。全て、今回の皆さん方が出しているこの数字だけです。

奥良秀会長 時間がたっておりますので、3時45分まで休憩したいと思います。休憩します。

午後3時37分 休憩

午後3時45分 再開

奥良秀会長 休憩を解きまして、審査会を再開します。先ほど、矢田参考人が出された文書はありますよというところまでで終わっているんですが、ほかに何か質疑がある方はいらっしゃいますか。

伊場勇委員 この質疑の中で、白井委員から悪意を持っていろいろ動いたんじゃないかという話もありました。今回は自治会のことについてでしたが、そのほかに、この件について森山議員の関係各所とかにいろいろ何かこういうことがないかと聞いたり、粗を探したりしてやろうとか、そうい

った動きとかは特にしていません。その辺について確認だけさせていただきます。

矢田松夫参考人 していません。

奥良秀会長 ほかに参考人に対して質疑のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、本日の矢田議員に対しての参考人招致、質問を終わらせてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日予定しておりました1番の被審査議員に対する事情聴取をこれで終了させていただきます。審査会を代表しまして一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、当審査会に参考人としてお越しいただき誠にありがとうございます。本審査会を進めていく中で、大変重要な意見を頂けたと思いますので、慎重審査をしまして、今後の審査会に生かしていきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。暫時休憩します。

午後 3 時 4 7 分 休憩

午後 3 時 4 8 分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。付議事項1番は終了しました。2番のその他に入りたいと思います。

宮本政志委員 本日の2人目の参考人招致の件に関して、冒頭に局長から、謝罪も含めた説明がございましたよね。御本人の御都合で今日、欠席されたわけではなく、事務局のミスがあって欠席されたわけですから、もし御本人が参考人として、お越しいただけるのであれば、それを確認していただいて、その後、参考人招致、一旦今日は中止しておりますから、参考人招致の議決を取っていただきたいと要望させていただきます。

奥良秀会長 宮本委員から、局長から説明があったとおり、今日は、もう1人参考人招致する予定になっておりましたが、こちらの不備でできないとなっております。参考人の都合がよければ、今から参考人を招致して、質疑を行いたいという旨の御意見を頂きましたが、皆様、どういたしましょうか。ほかに意見がある方はいらっしゃいますか。

伊場勇委員 来られなくなった理由も局長から説明があつて、謝罪もあつたかと思ひます。議会として対応はそれなりにしている。そこで、政経フォーラムの代表者の方が納得するかどうかは分かりませんので、そこだと思ひます。それでよければ、進められるところは進めていきたいと思ひます。

奥良秀会長 納得をしていただければ、本日2人目の参考人招致を行いたいという意見が出ました。ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ここで暫時休憩します。

午後3時51分 休憩

午後4時 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。先ほど、委員から、本日、樋口参考人をお呼びして、事情聴取ができれば行いたいということがありまして、御本人に確認したところ、快くお受けいただきました。また、このことについて議長にも報告させていただいております。この後4時10分から参考人招致をさせていただきたいと思ひます。また、樋口参考人から、対面形式で参考人招致を行っていただきたい旨の申入れがありますが、どうでしょうか、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）対面形式で参考人招致を行うということを決めさせていた

できました。では、10分まで休憩します。

午後4時2分 休憩

午後4時10分 再開

奥良秀会長 休憩を解きまして、審査会を再開します。付議事項にはないんですが、先ほど議決しました参考人招致を今から行います。本日は樋口さんを参考人として、お呼びしております。審査会を代表しまして一言述べさせていただきます。本日はお忙しい中、本審査会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。審査会では、慎重審査を進めるために樋口参考人をお呼びしました。参考人におきましては、委員に対して質問ができないようになっておりますので、よろしくお願ひします。また、質問の内容が分からないのであれば、質問権はないんですが、反問権の形で、どのような趣旨があるのかということで、聞き直していただきますようお願いいたします。そのように進めて、この審査会がよりよいものになるようにしていきたいと思ひますので、御協力のほど、よろしくお願ひします。それでは樋口参考人に対して質疑がある方は挙手をお願ひします。

樋口晋也参考人 参考人として2回目ですが、今日参りました。作り事のために私はここに来ているわけでもないし、真実を述べに来ました。その真実は、やはり許されざる事実があるという確信を持ってきました。最初の参考人招致のときに白井議員から、そういう表現であれば、証拠として採用するわけにはいかないと。個人的な見解ではありますが、そういうお話がありました。しかし、政治倫理条例といえども、法令の一つであります。私は真摯に今日、答弁を含めて、主張をしなければならぬと思ひています。今日、そこに関係するのは、私は中島議員と山田議員と争っております。それはこのことに関連してのことなんですけれども、

そのことで中島議員、あるいは白井議員が正しいジャッジをしていただけないことがあるとするならば、それは私の不徳の致すところになってしまう。しかし、そういうことがあってはならないと思っておりますので、中島議員に対しての暴言の数々については、私は謝罪させていただきます。改めて闘いたいと思っておりますが、大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。以上です。

奥良秀会長 質疑がある方は挙手をお願いします。

藤岡修美委員 先ほどの矢田議員の参考人招致において、いみじくも大井委員が言われたんですけれども、自治会内の会計問題で、もう少し矢田議員は同僚議員としてやり方があったのではないかと。私もそう考えております。何か別の意図を感じます。政経ジャーナル8月号において、樋口参考人が「黒幕は同僚の市議会議員」という記事を出されております。この黒幕の意図の説明をお願いできたらと思います。

奥良秀会長 その前に、先ほど、樋口参考人よりパソコンの持込みの申請を頂いておりますので、許可します。

樋口晋也参考人 藤岡委員から御質問いただきました件、正確にお伝えするために、ちょっと経緯から御説明をさせていただきたいと思っております。皆さん御承知のように8月23日の山口新聞です。ここに不適切な会計処理かということで、当時、会長の市議、業務上横領疑いという記事が出ました。見ると森山議員でした。これを拝見したときに、創政会のメンバーであるということをももちろん存じ上げておったわけですが、横領かと。こいつはもう議員をやめさせんにやいかんと。でも、何とか守ってあげることができればいいのと思ったのも事実です。でも、横領かと。使い込みしとるんじゃかばいようがないわという気持ちがありました。そして、その日の夜だったか、市民懇談会を開催しました。矢田委員長率いる広聴特別委員会、吉永委員もたしかいらしたと思うんですけれど

も、ありました。そこで、個人名は出ませんが、一緒に市民運動していた経緯から、Sさんと言わせていただきますが、Sさんとの帰りの話で、「森山君、まずいでしょ」というようなお話があったので、「どねえか力になってあげればええなと思うけども、これは力のなりようがないから、もうこれは無理ですね」というような会話をしたことを覚えています。しかし、一体横領というのはどういうことかいなど。知り合いからも、「森山議員を樋口さん知っとるよね」と、「この人は議員やめるの、逮捕されるの」というような、やはり、この新聞の記事は、すごくこの言葉にインパクトがあって、「いやいや、そんなんやったら僕にも情報が入るはずだ」と。業務上横領という言葉に私はすごくおかしいなと違和感を覚えたんです。調べれば当然、元請求代表者のことが分かりましたので、その翌日の夕方、17時前後だったと記憶していますが、尋ねました。最初に元請求代表者は、具体的にこういう内容だ、こういう内容だというようなことを一つずつ、資料を交えて私に説明していただいたんです。その話の中で、一通りの話が終わって、なるほど。「でも、元請求代表者さん、業務上横領なんですか」と。僕は、元請求代表者が業務上横領という言葉で新聞社に言ったと認識していたんです。そうしたら、「いやいや、樋口さん、私はそういう言葉を一度も使ったことはありません」と。「私は、とにかくこの事実を説明しただけなんです」というお話だったんです。話をしていたところ……ちょっと会長すいません。藤岡委員の質問に答えるのに、証拠として音声のデータを提出したいと思いますが、この音声は、個人のプライバシーがありますので、発言内容については、実際に私が発言した私の声も入っていますので、議事録として残していただいて構いません、私の責任で出しますので。ただし、音声データについては、秘密事項ということの認定を頂いた上で、傍聴にいらっしゃる方も含めて、聞いていただくのは聞いていただいて構いません。ただ、その人の音声というのは、誰かというのは分かるかもしれませんが、音声は個人を特定する音声になるので、秘密事項という扱いにしていただきたい。この会議で、認定をしていただいて、その上で、議事録は、音声データを描きおろしたものですから、それは

公表していただいて結構です。事実ですので。ただ、音声というのは個人のことに関わってくるので、私はこれまでの過去の政倫審の情報公開を求めて、音声と議事録と両方を請求してもらっています。ごめんなさい、議事録は、ホームページに出ているので請求していなくて、音声データを請求してもらっているんですよ。この秘密事項の認定をしていただけないと、私がこれを出すと音声が一人歩きする。聞いていただかなければ事実は分からないので、ここで流すことは可能なんですけれども、外に情報公開によって出せないように秘密事項として認定するという形で対処をお願いできないだろうか、証拠を出すに当たってですね。ちょっとその辺をお諮りいただけますか。

奥良秀会長 諮る前に暫時休憩します。

午後 4 時 2 0 分 休憩

午後 4 時 3 0 分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。まず、先ほど、樋口参考人から、音声で参考になる資料を出したいということがありました。確認させていただきます。音声の使用許可というのは、大丈夫なんでしょうか。

樋口晋也参考人 使用許可というか、私が録音したものです。それで私が名誉毀損で訴えられようが、訴えられまいが、私の責任において出すということです。

奥良秀会長 分かりました。この音声を使うことの議会事務局の見解をちょっと教えていただきたいと思います。

島津議会事務局次長 証拠として、音声をお出ししたいということですから、これについて、審査会で流すかどうかを会で決めていただいて、また、その音声については、個人情報等もあり非公開情報にしてほしいということですから、審査会で秘密事項としていただければ、議事録で言うところの黒塗りで出しているものもありますので、そのような取扱いになるかと思います。審査会で決定していただけたらと思います。

奥良秀会長 分かりました。それでは委員に諮りたいと思います。ただいま樋口参考人から音声データを参考として出したいということがありました。が、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、音声データを秘密事項として、議事録には黒塗りでという……もう一度お願いします。

島津議会事務局次長 記録自体はそのまま作成しますが、肉声は、個人情報も含まれているので秘密事項にしたいということですから、再生した音声については、秘密事項にするという決定をしていただけたらと思います。

奥良秀会長 再生の音声データについては秘密事項にすることも委員の皆さんに諮りたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議がないということで、そのようにさせていただきます。再生ということをお願いします。

樋口晋也参考人 御承認ありがとうございます。広聴特別委員会とやった次の日の夕方だったと記憶しているんですけども、元請求代表者のところに新聞を持って、私が行きました。先ほど申し上げたように、森山議員の自治会長時代の疑惑と言われる部分の話がるるありました。なるほど。しかし、話を聞いていて、これはどうなっとんかいなという思いはまだあったわけですが、やはり、業務上横領という表現に私はすごく引っかかったんです。僕は当然、元請求代表者が新聞に言わなければ、こんな言葉は出ないと私は思っていたので、話が一段落したところで新聞

を見せて、元請求代表者に聞きました。これがその部分の音声です。

音声 「業務上横領というキーワードで審査会の請求になると、ちょっと……」
「これは、僕が書いたんじゃないからね」「申請書類には業務上横領という言葉はないですか」「これは、ただここの山口新聞の記者がうちに来て、こういうような説明をして、文書がこういうふうになったんです」「では、申請者は業務上横領という言葉は一言も新聞社にも言ってない」「ただ、これを説明しただけ」「じゃあ、これは山口新聞が作った言葉ですね」「僕が言ったんじゃない」「言われていないんですね。分かりました。議会に対しての政治倫理審査会の請求書にも、この横領という言葉は使われていないということですね」「使われていないです」「そうなんですか。もし、その控えでもあれば」「控え、今日もらってきたところですよ」「ちょっと拝見します。政治倫理条例違反……、いやいや、元請求代表者さん、業務上横領違反容疑と書いてありますよ。これは元請求代表者さんが作られたんじゃないんですか」「じゃないです」「どなたが。元請求代表者さんでしょう」「僕のバックの人が」「いや、でも……」「元請求代表者だけ」「元請求代表者さんの名前を出されているので」「僕が書いたことになるよね」「間違いなく。これ元代表請求者さん一人にかぶられますか、後ろ立ての方が作られたということですけど。いや、何で点検しなかったんですか」「今日、これをもらって帰ってきたんですけど」「ちゃんと見られてなかった」「はい」「どなたか書かれたんですか」「矢田、矢田市議会議員」「矢田松夫さん」「うん」「矢田さんが、でもこれ何でこれをするんですか」「あのね、僕の友人というのが……（機械音）、このことを話したら、誰か俺が頼んでやろうと……（機械音）、矢田さんのところに行ってくれて、元請求代表者をちょっと助けてやってくれということで……（機械音）から言われたから手伝ってやろうということで」「率直に何とかしたいという思いで、矢田松夫さんに頼った。そうしたら、政治倫理条例に基づく審査請求も、これは矢田さんから知恵を付けられたということですか」「そうです」「じゃあ、どういう方法があるか分からなかったのを矢田さんがこういう方法があるぞと」「100名の署

名を集めて、百条委員会に提出したらいいからということで、僕も森山がこういうお金をだましているから、その勢いだけでね、100名集めようといって回ったんですよ、このくそ暑い中」「矢田さんの言い分は、これは議会ですてもらえばいいと思っています。引っ込めるかどうか、矢田さんに幾ら言われようが、それが続けろと言われようが、引っ込めろと言われようが、例えば私の意見であろうが、全て元請求代表者さんの責任で出ているということ、これだけはよくちょっと考えられてください」

樋口晋也参考人　ということで話がありました。その後、まだちょっと話は実際に続いている部分があるんですけども、森山議員の自宅に行きました。行ったらいなかったのでも携帯に電話をしました。少し聞き取りをしました。一部の議員が責めていらっしゃいますが、森山議員はアルバイトに宇部のほうに行かれていますという状況でした。私は、夜中、目が覚めて、どういことかなとドキドキして眠れなくて、夜中からずっと朝にかけて8月号が作りました。しかし、森山議員に会わんままというわけにはいかんな、電話だけの聞き取りというわけにはいかんぞ、事が事だけにとまって、どうにか会いたいということで、宇部の場所は申し上げませんが、森山議員がアルバイトされているところの駐車場で話を聞きました。その内容はここに書いておるとおりなんですけれども、そのときに森山議員が車から資料を出して、皆さんこれ御存じですかね、これは資料で出ていますかね。疑惑のデパート、出ていないですか。後ほど、資料として提出したいと思います。ちょっと読みます。「疑惑のデパートです。前自治会長、市議会議員は公人であれば、なぜ説明責任を果たさないのか」ということで、決算書の一部が出ています。そして、かけはしのコピー、かけはしの領収書がおかしいとか、この領収書、丸々組の領収書がどうこうであるとか、不正のチャンピオンは、JA通帳記帳だ、年金生活費、家のローン、養育費、みんな切り詰めて4万8,000円払ったのに、どこに隠したか説明しろという差出人不明の怪文書がございます。森山議員は私にこれを出して、そのときにもらった原本

は、たしか色刷りなんですよ。これを私にくれて、「いや、こんなことを書かれて、たしかに不手際はあったし、まずいと思っている」と。「しかし、認めるタイミングを逸して」というところで、言い訳も含めてあって、「いやいや、それは根本的に違うよ」という話は彼にも言ったんですけども、でも、その途中から、「こういうのまで出されたら僕ももう後には引けん」というような話があったんです。それで、なるほどと。少なくとも横領とかという話じゃないなと思ったんです。それで僕は、森山議員との話が終わって、そして、当初、私が出したやつ、黒幕というキーワードを使っています。黒幕、当初はバックという元請求代表者が言われていた言葉どおりバックがいたんだと。元請求代表者のバックはという書き方をしていました。御質問の、何で黒幕というキーワードを使ったんだと、白井議員からも以前質問がありました。私はまだ黒幕という言葉になってない段階で、プリンターでプリントしたもの、印刷していないものを持って元請求代表者のところに行きました。元請求代表者のところに行って、こういう形で出したいと思っていると。もう、あなたは、一市民であって、議員からそう言われて、誘導されたというイメージを持っているから、あなたの名前が出されたものではあるけれども、議員が関わっているのであれば、もうそれはいいということで、ただ、私が書いているこれに、あなたが関わっている部分でうそがあるかと、間違いがあるのであれば言ってくれということで、まず、朝に見せに行ったんです。印刷に回す前にちゃんと確認をする必要があると思ったので。朝、確認をしに行ったときの会話です。もう一度、今度は音声を流します。

音声 「今度は、ちょっと元請求代表者さんに一つ確認させていただきたいことがあります。今日朝、早朝に会って確認をしたところ、会わないで電話だけというわけにはいかんと言って、早朝に会ったんですけども、森山君からこれをもらったんですよ。この怪文書の類いを。これは元請求代表者さんが書いたんだと思うんですと言うから」「僕は思わんかな」「それでなんでかと言うたんですよ。証拠もないのにそういうことを外で言

うとまずいよと、あなたまずいよと言ったら、領収書の写しは、自治会の役員でなければ手に入れられませんと」「うん。〇〇〇のな」「昨日見せていただいた二十何万の領収書、僕も昨日拝見していたので、んっと思って、こういうものを元請求代表者さんが配られるとしたら、僕が元請求代表者さんを見誤ったんだらうか。でも、これを元請求代表者さんが配られたとしたら、それはやっぱり森山君も引くに引けんのは、僕も分かります。これはどういうことなんかというところは、ちょっと率直に元請求代表者さんのお話をお聞きしたいんです」「これを僕は作っていません。矢田さんが作ったんです」「また、矢田さんですか」「これは、僕は作ってないです」

樋口晋也参考人　ということで、それで私はそれが8時ちょっと過ぎていたと思います。その会話の全部は入れていませんが、肝腎の部分だけ聞いていただいたんです。この後、「矢田さんが来ることになっている」と。「そうですね」と。どうされるかは、その段階で元請求代表者も取り下げるか、取り下げないか僕は聞いていないので、取り下げられるかどうか分からなかったんです。「見せられてもいいし、見せられなくても結構ですよ」と、「それはもう元請求代表者の御判断にお任せしますから」と、「僕はこそこそ隠れてやっているわけじゃないので」ということを言って、すぐに家に帰って黒幕という言葉に変えました。そして、すぐに印刷、日数が短いと高いんですよ、印刷代は。まあいいや。印刷にかけて、たしかその週末に配布したんだってと記憶しています。そういうことから、この黒幕という言葉を使わせていただいた。これで答えになりましたか。

奥良秀会長　質疑に入る前に、ただいまの音声に個人的な名前が入っておりましたので、元請求代表者と訂正してもよろしいでしょうか。

樋口晋也参考人　はい、お願いします。

奥良秀会長　委員の皆様にお諮りします。先ほど、個人的なお名前が入ってお

りましたが、元請求代表者と訂正してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）あと、金額も入っておりましたので、その辺は精査して、訂正をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

樋口晋也参考人 今、御説明しました証言のものがこれであるということで、これを資料として提出したいと思います。もちろん、自治会に関連するとか、会社名とか、そういうところは黒塗りの必要があるかと思いますが、けれども、暫時休憩の上、お諮りいただければと思います。

奥良秀会長 参考人から資料の提出がありますので、精査のために暫時休憩させていただきます。

午後 4 時 4 5 分 休憩

午後 4 時 5 6 分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。5時を過ぎますが審査会を続けさせていただきます。それでは暫時休憩させていただきます。

午後 4 時 5 7 分 休憩

午後 5 時 6 分 再開

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。樋口参考人から資料を頂きました。

樋口晋也参考人 今、お手元に配られたものについて、元請求代表者がこれを

作成したのは、矢田議員であるという証言を聞いていただいたわけです。皆さん御記憶にあるか分かりませんが、10月2日、厚狭複合施設の2階で市議会の正常化を求める市民の会が開催されました。裏面に全ての真実を明らかにするために1人でも多くの市民の皆様にお集まりいただく集会を開催します。矢田からのお願いですということで、オフィシャルに配られているものなんです。御覧になられた方もいらっしゃるかもしれませんが、補足説明として、当日配られた資料一式を入手しています。先ほど休憩中に中島議員にも確認させていただいたんですけれども、これが入っていたこと自体、自分が関わっていないから、よう分からんということでした。その中には、今、お示しした、疑惑のデパートの（犯罪）入りバージョンが配付されています。要するに怪文書なのに、この会合で配布された。要するに怪文書って、矢田議員が作られて、会合でも配布されたということになるかなと思います。必要であれば、これも資料として出しますので、また言っていただければと思います。

奥良秀会長 資料も出てきました。この資料についてでもいいですし、何か質疑があれば。

大井淳一郎委員 再確認なると思うんですけども、先ほどの音声を聞く限りは、この疑惑のデパートですというのは、矢田議員が書かれたという証言があったと思います。先ほどの矢田参考人に対する質疑の中で、疑惑のデパートですを含む、矢田議員が御自身の名前で書かれた文書以外は、こういう疑惑のデパートです、出所不明な分も自分は書いていないと答弁されています。そこの整合性が付かないんです。改めて確認いたしますが、この疑惑のデパートですというのは、先ほどの音声データからすると、矢田議員が書かれたということですよ。

樋口晋也参考人 元請求代表者と話した状況をお聞きいただいたんですけれども、翌日の朝、お伺いしたときに、いかんのは森山議員だったんですけども、何かふざけとるなと思って。僕自身は、元請求代表者が、この人

はもしかして僕を上手に乗せてだましたんかなあと、こういうことをやっていて何やっているのという思いもありながら、不思議な感覚で元請求代表者のところに朝に行ったんですよ。それで、先ほど聞いていただいた音声のように、「いや、違うんです」と。「森山君が思うんでしょうね。でも、僕じゃない。矢田さんだ」という話で。私は、そこにすごく整合性があると受け止めました。だから、元請求代表者の話については、私は信頼がおける話だと受け止めたので、あえて黒幕という表現で政経ジャーナルに記載させていただいたということです。

藤岡修美委員 参考人にお聞きします。今の音声の中で、元請求代表者は、第三者を介して矢田松夫議員を紹介されたということがありました。矢田議員を参考人として招致したときに、矢田議員と元請求代表者はじっこの中で、矢田議員は、元請求代表者の体まで気遣われて、大変仲が良いという印象を持ったんですけど、今の音声の発言とは違うんです。その辺りは、どのように考えておりますか。

樋口晋也参考人 私も前回参考人で参りましたときに申し上げたと思うんですが、言っていなかったかな。混乱していますが、13年とか十数年来の付き合いがあると、信頼関係があるという発言、信頼関係という言葉がすごく使われていた印象があります。何回かは数えておりませんが。すごく僕自身は、そういう関係がある中でやったのかという罪が軽くなるような、そんなに政倫審で取り上げるほどのことじゃないんじゃないのという何か誘導する悪意を感じています。音声で聞いていただいたように、私はその方の名前も分かりますが、矢田松夫議員本人もその方のことを御存じのはずです。もちろん、矢田議員の存在は知っていたと、議員でおるから、顔を合わせることもあったと。しかし、挨拶をすることがあっても、個人的なお付き合いも全く何もないということをはっきり言われました。ですから、矢田議員、山田議員、中島委員の3人が請求書の資料として出したものについても了解を取ったということと言われて、信頼関係があるからと言われましたけれども、その信頼関係は、そ

ここに存在していなかったものであると。信頼関係があるかないかについての答弁をしろということであれば、もうちょっとしっかり話したいと思いますけど、基本的には、その場しのぎにそういうふうにしたものだとして認識しております。

宮本政志委員 いろいろ流れを見ていますと、物すごい大きな部分で勘違いというよりも、悪意を持った虚偽といったら言い過ぎかもしれんけども、勘違いで済まされんような大きな問題が出てきているんです。そこでちょっとお聞きしたいのが、参考人か、あるいは事務局が知っていればなんだけど、元請求代表者の方が取下げに来られたときに、仮に樋口参考人が無理やりに取り下げさせたというような受け方ができるような答弁も今まであったように感じているんですよ。だけど、これだけのことを確認していきますと、もし、樋口参考人が請求書を取下げに来られたときの、その方のそのときの表情とか、無理やりなら嫌々とかという感じだけど、逆に、本当に安心したと思ったら、すっきりして取り下げられると思うんです。その辺りを樋口参考人若しくは事務局でも、そういう場、状況を知っていたらお聞きしたいなと思ったんだけど、当然、ないから参考人は分らんよね。

樋口晋也参考人 取下げの状況については、事務局でなければ、私には分かりません。ただ、状況として、その日の私が帰った後に矢田議員が行かれて、どうされるのかなと思っていたら、時間はちょっと覚えてないんですけども、元請求代表者から携帯に電話がかかってきて、「樋口さん、取下げに行くことにしました」というから、「そうですか」と。「それはわざわざありがとうございます」というような話を、本当に短い電話だったと思うんですけど掛かってきました。そうですかと言って、あれ、矢田議員と話したのに俺にかなと思って。その後、またしばらくしたら、「今、取下げに行ってきました」と。何か新聞社が居るとか何とかと言った記憶があるんですけど、その後だったかに元請求代表者のところに行ったら、「良かったです、すっきりしました。矢田さんに取下げのこと

を言ったら、ああ、それかな、それは迷惑を掛けたなと言われた」という話があったんですよ。そこに矢田議員の悪意を感じたのは、その後、お三方が請求を出された後に、元請求代表者にお会いしたときに、「いや、どういことなんですか」と、「そんなら私が本当に倒れそうになりながら集めた署名の意味がないじゃないですか。3人でやるんなら最初っから3人で出したらいいじゃないですか、何で」ということをすごく憤慨されていて、「もう、矢田議員も含めて、共産党とも縁を切るつもりだ」と。これはたしか前回かに私が申し上げたと思うんですけど、そういう形ですごく憤っていらした。私が訪問したことで元請求代表者は、「来てもらって良かったです」と言っていたのは、僕も救いだなと思ったというところです。

河口議会事務局長 取下げに来られたとき、議長と私で対応させていただきました。今日は、取下げに来たと言われました。そのときにお話があったのは、樋口参考人が言われたこと、そういう中身がずっとあったんでしょう。その中で、樋口さんが私と森山議員の間に入っていただけということで安心した。今までも森山議員との仲は、そんなに悪いわけでもなくて、これを取り下げることによって、安心したということも言っておられました。ちょっと涙組んでおられて、先ほど樋口参考人も言われましたけど、これですっきりしたというような顔をされていらっしました。そういう感覚を受けたというだけでございますが、そういう言葉も発しておられました。

伊場勇委員 一連の事案については、私が持っている資料、そのほかにもいろいろ怪文書の類いがあるんですが、疑惑のデパートですについては、音声データから矢田議員が作ったんだらうなというところは、証拠があるわけじゃないですけど、証拠にも当たるような発言のデータだなと思います。そのほかにもあるんですけども、それについて御存じのことがあればお聞きしたいと思うんです。知らないなら知らないで結構です。

樋口晋也参考人 あります。ちょっと資料を提出したいので、一旦暫時休憩を
お願いできませんか。

奥良秀会長 参考人から資料の提出があるそうなので、暫時休憩します。

午後 5 時 1 8 分 休憩

午後 5 時 3 0 分 再開

奥良秀会長 それでは暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。樋口参考
人から新しく資料の提出がありました。説明をお願いします。

樋口晋也参考人 これは11月5日の土曜日に自治会の方から入手したもので
す。一つずつ読んでいきたいと思えます。事の経緯は、元請求代表者か
らお電話を頂いて、「今回はいろいろありがとう、については自治会の総
会、草刈りをやって、その後に皆さんに森山君が謝罪をする場を持つ
と思う」と、「そうですか、それは最後までお疲れ様です」ということを
申し上げたところ、「樋口さん、あなたにも来てほしい」と言うから、「い
や、僕が出るような場じゃないからいいですよ」と言ったけれども、「い
や、せっかくなんで」というお話を頂いたんで、森山議員が何て言うの
かなという興味もあったので、最後までちょっと見ようと思って、「そこ
までおっしゃるのなら分かりました」ということでお返事をしたら、上
から読みますと、「自治会回覧版、2022年11月1日発行ということ
で、11月13日日曜日8時より、草刈り作業終了後、公会堂にて森山
氏がこの間の金銭問題について、会員の皆様に謝りたいとのこと。そし
て、私も大変な思いをさせてしまい、お礼申し上げたいと思えますので、
終了後、是非お集まりください。なお、雨の場合は草刈りは中止で、9
時より報告会を公会堂にて開催いたします。なお、仲裁を引受けてくだ
さった樋口晋也様にも参加していただきます。(原文のまま)丸々自治会、

自治会長丸々と。この下にコメントとして、この資料の作成者がお礼を申し上げたいと思います。矢印、おわび申し上げたいと思います。クエスチョン、修了後、バツ、終了後、修了後という漢字の違いのクエスチョンということが書いてあります。そして下の四角で1年に何度道普請するの、また罰金出すの、不正疑惑の罪の意識があるの、今年度一度も当日参加しない前日作業、森山議員が13日は、この自治会の草刈りに出るの、誰が仲裁を頼んだの、樋口様に参加していただくと樋口氏抜きには何もできないの、皆を集めて謝罪ではなく、皆のところへ行って謝罪するのが議員の仕事ではないのという記述があります。一つずつ行こうと思うんですが、この中で、森山議員が今年度一度も当日参加していないという記載があります。私は、森山議員以外に自治会にいろいろ取材に回っております。そのことを確認しました。私の確認した内容で言いますと、令和4年は、5月15日、7月10日、9月11日の3回草刈りをやっています。森山議員は、5月15日と7月10日とも、当日、参加しております。皆さんよりも30分ぐらい早く出て、森山さんは早く来てやりよったよという証言でした。草刈り機を使って、自治会員の森山氏はやっておったということです。ほかの皆さんは、手で刈ったりするんで、草を運んだりとか、のり面の草を刈ったりしよって、森山氏だけは草刈り機でずっとやりよったという話でした。その作業が終わった後も、そこの自治会の入り口に旧2号線面しているのり面に草が生えとって、丸久に買物行ったりとか、病院行ったり、学生が通ったりということで、危険な場所もあるということで、終了後も草刈りをしてくれちゃったんですよという話がありました。5月と7月はそういうような話があって、9月11日は、森山議員が所属するのが7班で、別の草刈り場所を指定されたんですね。そのため森山議員は「誰も草刈り機を持っていないけど、いつものところの駐車場の草刈り大丈夫ですか」と役員の人に聞いたら、「時間内にできんでしょうね」というような、なかなか難しいねというような話があったんで、森山議員は「前日でもいいなら僕のほうで刈りましょうか」ということで、「それならお願いします」と言われて、前日に森山議員が担当じゃない部分の草刈りを1人でやっ

たと。前日にやったというのは、このことを指しているんだと思いますが、当日参加するつもりでおったら、役員の方が、「いや、もうこれだけやってもらっているから、当日はいいですよ」ということで、「そうですか、ありがとうございます」ということで、森山議員は、当日の参加をしなかったということでした。次に行きます。森山議員は、議員として何を謝罪するのか、御迷惑をお掛けしましたとの言葉だけか、不正経理疑惑について全てを認め、議員辞職をするのか、特に、令和2年度決算報告の架空計上及び監査のねつ造に何ひとつ説明責任を果たしていない、むしろほとんど反論、言い訳、弁解をする。イ領収書もないのに出金している事実をどう思うのか。エ繰越金と通帳残高が全く違うのに、ベンチで監査終了、自治会員をばかにしているということ。これは、もう政倫審が終わった後の文書なんですけれども、これについては、私の号外2に書いていますように、立会人を立てて、元請求代表者は、納得されたんです。そして領収書も行き違いがあったということで納得されているんですけれども、じっこの仲である元請求代表者と矢田議員は、先ほど藤岡議員が言われましたように、懇意であるにもかかわらず、そういう事実を聞いていないんですね。これは極めて不自然だなと。じっこの仲ではないという話なんだろうと私は認識しております。そして2、自治会の代表者なんか、この元請求代表者個人の言動なんかと。この元請求代表者は、申立書や政経ジャーナル2号で全て解決したというがということで、勝手に申立書を出した結果、会計報告、残高、積立金など一切使用するなど元請求代表者は言い、森山議員の不正経理疑惑が議会で止まった。森山議員の不正経理疑惑を一番追及し、横領と言いつけてきたのは、元請求代表者である。申立書は、元請求代表者が作成したのか。180名の署名や自治会の裏切り行為ではないか。ここについては、横領と言いつけてきたのは、元請求代表者じゃないんですね。自治会の人たちが言ったという証言は矢田さんからありましたが、元請求代表者が言ったということは断じていません。審査会の答弁では、そこはうやむやに逃げておりました。そこはテープを聞きなおしていただければ、はっきり分かりますと思います。申立書は、元請求代表者が作成していない

ということは、これは本人も、矢田議員も認めています。しかし、こういうふうに森山議員の政倫審が終わったにもかかわらず、こういう形で森山議員に対して攻撃をしていくと。そして②、矢田議員を悪者になっているが、元請求代表者とともに頑張ってきたのではないか。議会で不正経理疑惑を迫及する審査会を勝手に取り下げたときも、元請求代表者の体を心配して、取下げ理由を体調の不良にしたにもかかわらず、一見のお客を自宅に招き入れ、挙げ句の果てに全て解決したと。矢田議員は、12班の個人所有道路を市道に変更するため、何度も所有者宅、市役所や宇部法務局に行って完成させた。公会堂の高木は、近隣の住宅の朝日に支障が出るので伐採。自治会内、独居宅の草刈りをしてきた。悪者にして誰が喜ぶのか回答してくれと。矢田議員に対して樋口がいろいろ書いたり、元請求代表者も何か勝手にやりよるけど、矢田さんがいろいろやってくれているじゃないかという話なんです。これについて、まず、元請求代表者の体を心配して請求書を取り下げた理由を体調不良にした。いや、全くそうじゃない。これは議長が対応されたときの局長の証言でも、これは私1人ではないことで明らかであるし、私自身も、いや、そうじゃないということで、はっきりおっしゃっています。しかし、その事実をじっこの仲であるのに御存じではなかったと。しかも、それを体調不良ということで、自分の保身に走られたのかなというのが私の受け取り方です。矢田議員は12班の個人所有地を市道に変更するために大変汗をかいてくれたんだと。これは業界の方であれば御存じだと思うんですが、新たに造成した土地を、個人の土地なんだけれども、それを市に寄贈して、寄贈する代わりに管理は自治会がやりますよという変更というのは、一般的に普通にあることです。ただ、自治会が管理しますということを認めないと市ももらわないわけですよ。そのためには自治会長の印鑑が要るんですね。このときの印鑑を押した自治会長は森山議員なんです。だから、何を自慢しているのか、どうしてこれが自慢になるのか分かんないんですが、矢田議員はということで、これを作った人は相当矢田議員びいきの方なんでしょう。法務局に行って完成させたと。公会堂の高木が邪魔になるので伐採したという話がありました。これも

聞き取りをしました。公会堂にそんな高い木はないですと。もともとありませんと。ただ、その周りに高い木があると。東側は、放置する状態が10年以上続いている状況があったと。それで児童公園があるんですけども、公園側については、数年ごとに伐採していくということを森山議員が自治会長時代に管理者と協議を行って、それは継続しているんですね。南側に市営住宅があるんですけど、そこにのり面があるんですけど、それは、この自治会とは直接関係のない土地なんですよ。関係のない土地に周辺自治会ということで、この自治会の方も市へ要望しているんですね、切ってほしいと。この市営住宅側の高い木が伐採されたときに、森山議員が自治会長だったんですけど、当事者じゃないので、この自治会長と無関係の話なのに、自治会と関係あるかのように切ってくれたとって矢田議員が言っていると。そして、ちょっと小さな話ですが、最後の自治会内の独居宅の草刈りをしてきた。自治会内の決め事として、独居のお宅の草刈りを個別にやってあげましょうというルールはないんですね。だから、個人的にやっておったということで、それでその自治会を責めるのか、矢田さんを褒めても、ちょっとどうしようもないんじゃないのというようなところですよ。ただ、ここで私の名前が出てくるのが、元請求代表者を操ったと。この元請求代表者を操っただけではないかと。要するに私が操ったという言葉は私は許せないという怒りを覚えました。この黒塗りのここに個人名が書かれています。これは黒塗りにしています。11月5日に私はこれを自治会の方から、こんなのが入ったけどという電話があったんで頂きに行っただと。この方は同じ自治会の方です。その方とのやり取りの音声データを流しますので、これも秘密事項ということで、よろしいですか。

奥良秀会長 音声データの提出があるということです。確認しますが、先ほどと同じように、音声の使用の許可は取られているということでよろしいでしょうか。(発言する者あり) 音声は秘密事項ということでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) では、お願いします。

樋口晋也参考人 もし、個人情報が入っていた場合は、議事録もそこは御配慮
いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。11月18日1
7時頃に、私がこの人のところに訪問したということです。

音声 「こんにちは、先日はすいません、途中で帰りました樋口と申します。
一応、森山君とか元請求代表者さんの話は今日は全くどうでもよくて、
私自身のことで来ました。〇〇さんが先々週に配られたこの文書につい
て、樋口が西善寺自治会にとって何をしたか。元請求代表者個人に、臭
いものに蓋をしろと元請求代表者を操ったと。私は、操ったわけでもな
いし、事実関係を伝えただけで、私は、〇〇さんの責任の下で書かれた
んであれば、私も〇〇さんの〇〇さんと〇〇さんの2人の名前の実名入
りでチラシをまかせてもらいます。それについて一応ね、〇〇さんの責
任でこの文書は事実だということで作られて、〇〇さんが配られたとい
うことでよろしいですね」「いや、それは違います。これはサインした
だけです。これを書いたのは、ほかの人間が……」「でも、〇〇さんが持っ
て歩いたということは、これを事実だと認定して配られたんですよ」
「そう理解されてもいいんですけども」「それが事実かどうかが大
事なんです。それが事実であれば、私は〇〇さんのことを、2人の名前の
ことを書かせていただく。この文書に〇〇さんが責任を持たれるとい
うことでいいですか」「責任は持っていませんよ。ただ、これを私が見て、
こんなもんだらうということでうちのがこれにサインしたんですよ。そ
れだけです。言い方が悪いですか」「ちょっといまいよく分からないな」
「実際に文書を作ったのはほかの人間が作ったんですよ。それに対して
こういうものにしとるけども、それで、一応確認してくださいよとい
うことでサインしたんですよ。分かりますか」「ちょっとこれ想像なんです
が、結局、これを作られたのは矢田さんということですか」「そうじゃ
らうと思います。だから、それに対して確認しましたよということで……」
「〇〇さん、いいです。もう議員さんが関わっているんなら、元請求代
表者のときもそうなんですけど、矢田さんが作ったというから、議員が
関わっているんなら、元請求代表者を責めてもしようがないから、もう

ええと言ったの。〇〇さんも矢田さんが、議員が絡んでいるんなら、〇〇さんを責めてもしょうがない」

奥良秀会長 質疑に入る前に音声データにかなり個人情報が入っておりましたので、よく精査をさせていただきたいと思います。それよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

樋口晋也参考人 伊場委員からの質問で、その他いろいろあればということなので、小出しにしてもしょうがないので、引き続いて発言したいと思いますが、よろしいでしょうか。

奥良秀会長 一つ一つやっていこうと思いますので、質疑がある方はお願いします。

宮本政志委員 すごい文書だなと思って、びっくりしています。不正疑惑の罪の意識はあるのか、これ大丈夫かなという表現。あるいは、先ほどおっしゃった市役所や宇部法務局に行って完成させたと。市役所に道路のことをどねえかしてやれと言ったら、これは口利きよね。もし、議員がこういう行動を取ったら、これこそ地位の利用よ。こういうことは法律違反なるんですよ。もし、地位を利用して、こうやってくれというようなこととか、あるいは、自治会内の独居宅の草刈りをしたって、議員がもし無償でした場合、果たしていいのかという問題も出てくるよね、公職選挙法や売名行為とかね。先ほどのを聞くと、ここにお名前があった方は「じゃろう」とおっしゃっていますよね。「じゃろう」と。矢田議員が作ったのかというと、「じゃろう」と。ということは、これだけのかかわりをこの方と接触された樋口さんの感想からいくと、ストレートに聞きますけど、「じゃろう」ではなくて、もうこれは矢田議員がこれというふうに思われましたか。

樋口晋也参考人 このテープをだしたら聞かせてもしょうがないと思ったので、

この部分を切り取りましたが、この中でも発言しているように、議員が関わったのであれば、市民を攻撃してもしようがないなと思ってやめたんですが、この中で、「じゃろう」という言葉、「そうだと思います」と、逃げ道は確かに作られていました。ただ、矢田さんが作られたんなら、僕もしようがないって、そんならという形で、すごく言葉遣いをデリケートに気を付けられながらも、これは矢田さんが作ったということを確認した上で僕との会話が進んでいったという経緯があるので、間違いのない証言であると考えております。

大井淳一郎委員 出していただいた資料で、冒頭は、自治会長名で書かれている。下に書かれているのは、それとは別の方のサインが入っていると。この意味が分かんないですけど、何か中身とか聞いたんですか。

樋口晋也参考人 これをもらった人が、この下の黒塗りのこの人が持って来た。この人が配って歩きよったみたいという話を聞いたんで、それなら、まずこの人を尋ねようということで、旧国道2号線から入って坂を上がったら、そこに自治会の看板があるので、この方のお宅に伺った。だからピンポンのところから入ったのがそれで、そうしたら、私が作ったんじゃない。私は、確かに見ましたよというので、嫁さんがここにサインをしたと。矢田さんが絡んでいると最初は思っていなかったし、自治会の人だと思っていたので、相当、森山議員も反発があるんだなという感覚でした。僕は、僕のことと操っているという表現がなければ、動いていないんですよ。だってもう関係ないんで、自治会の中で勝手にどうぞという話なんです。ところが、この元請求代表者を僕が操っていた。冗談じゃねえぞということで、あなたが配ったんでしょ、あなたが作ったんですかということで訪問した。そうしたら、私たちは見て、そうですかといって、見た証にサインしただけなんだ。私たちは作っていないんですよ。いや、責任を持つんなら、僕は、それであんたら夫婦と闘うよということを書いて、そうしたら、すごいしどろもどろの感じだったんで、もしかしてと思って、矢田さんのことを出したら、もう顔

がびくって、さすがに映像データはないんですけども、明らかに矢田さんがやったんじゃないっていうのを僕は確信しました。

大井淳一郎委員 この文書なんですけれども、冒頭は自治会長名が書かれているんですけど、その自治会長、この黒塗りなっている方は、この文書を知っているんですか。

樋口晋也参考人 自治会長のところに行きました。こういう文書が出ているのを「知っていますか」と言ったら、「いや、知らなかった」と言って驚かされていました。

奥良秀会長 ほかに委員でこの資料、今まで分かっていないことがあれば、参考人に質疑をお願いします。

樋口晋也参考人 伊場委員から、ほかにもあればということで、お出ししたわけですけども、一連のことに関連すると思って出しました。ただ、今日の最初のところで白井委員が1から4のどれに該当するんだというような話があった。これは請求事案が終わった後の話で、実際に請求内容のこの政倫審にはそぐわないものであるというのは分かっているんですけども、ただ、矢田議員がこういうふうな形でやっている。黒幕という言葉を使いましたが、アドバイザー的なものじゃなくて、積極的に関与して、政倫審が終わった後でさえも、こうやっているというのは、僕は、大変悪意を感じる。悪意以外にない。矢田議員は先ほど、参考人として、自治会の中でやるんなら、俺は関係ないんだから、勝手にやれという話なんだ。俺は関係ないからと言われていたのに、これは正に自治会内のことなんですよね。しかも何で僕の名前をこうして書くのと。矢田さんもこれを書かなかったら僕はノータッチだったんですよ。だって、もう自治会の中のことだから、俺は関係ねえやと思っていたので。でも結局、探っていくと、あまりにも証言と現実が、私が認識している事実とのかい離がすごく激しい。だから、矢田議員の虚偽の答弁であるとか、この

虚偽答弁もこの政倫審で諮る題材にはなっていないんですよ、1から4の。しかし、信用できないという状況証拠として、やはり、出すべきであろうという判断でお出ししたということです。

奥良秀会長 ほかに委員の皆様から、質疑がありますか。ないようであれば、本日急遽予定しました……（「次がある」と呼ぶ者あり）

樋口晋也参考人 これもこの政倫審に直接関わらないんだと思いますが、令和4年8月26日金曜日、現在も森山議員は、〇〇〇学校の〇〇〇〇〇〇〇の会長を務めていらっしゃるようです。ごめんなさい、ちょっといろいろ聞き取りをした経過があって、6月13日月曜日に、矢田議員が〇〇〇学校を訪問されています。6月13日というのは、政倫審の請求が出るずっと前です。その辺はちょっと時系列をよく頭に入れていただきたいんですが、朝の9時ぐらいに市議会議員の矢田だけども、今日訪問したいという電話が学校にあって、訪問目的は電話では示されませんでした。14時頃に〇〇〇学校を訪問されて、図書室で個人名を申し上げます。〇〇が対応されました。矢田議員は市議会議員の名刺を渡しています。そして、矢田議員は内密にという言葉で〇〇に告げた上で、森山市議が自治会内のお金関係で問題を起こしている。その話の中で、〇〇〇学校の〇〇〇〇〇の会長をしているし、ここでもお金の使い込みをしているんじゃないかといううわさが出ている。その事実確認、それを調べるために来た訪問理由を説明しました。そして、必要資料の開示をしてくれと、決算書であったりうんぬんど。〇〇は、やはり議員ですから、総会で示している決算報告書を開示したと。そして、通帳等については、お金の管理はこっちでしているから、会長がお金を触ることはありませんと説明を〇〇がしました。皆さん御承知のように、いろいろ学校関係ではあったりもしますけれども、要するに議員が職権で学校に行って、〇〇に資料を出せと請求するということ、市議会議員としての名刺を出していくということは、間違いなく職権乱用であろうと思っています。このことは、私自身は、政倫審のごたごたで元請求代表者の

ところに行った後か、号外1号を出したぐらいかな、号外を出して、2号を出す頃か、正確に時期は覚えていませんが、森山議員にちょっと詳しく話を聞かせろということで、何度か聞き取りをしました。そのときに森山議員から聞き取ったことなんです。このことを本人に承諾を得ないで言っているんですけども、ちょっとあまりにもひどい事例なので、森山議員から訴えられたら、僕は罰金を払いますけれども、やはり教育現場にとって議員というのは大きな力、影響力がある。その議員がこういうふうなことで、これがアドバイザーなのかというところで大きく関わってくる。このこと自体は政倫審で諮られるべきものではありませんが、このことによって、やっぱり森山議員を陥れようとしていたという状況証拠であるという意味で、私は、今これを出すことにしました。

奥良秀会長 ちょっと確認したいことがありますので暫時休憩します。

午後6時10分 休憩

午後6時30分 再開

奥良秀会長 それでは審査会を再開します。

樋口晋也参考人 発言した内容について、〇〇〇〇〇の会長であるとか、特定の〇〇〇であるとか、〇〇であるとかというところについては、学校に迷惑を掛けることもよろしくないなので、適切な形で変更していただいて、その他、問題がある部分については、審査会のほうにお任せいたしますので、そこで御判断いただければと思います。

奥良秀会長 変更ということで、先ほどの〇〇〇学校と〇〇と〇〇〇〇〇とかという名前があったと思います。参考人にお聞きしますが、その辺につきましては削除ということによろしいですか。(発言する者あり) 参考人

からそのように回答いただきましたので、個人が断定できるようなところにつきましては、削除ということを審査会で決めたいと……

宮本政志委員 私はちょっと異議があるのが、これは議会外のことですよ。先ほど参考人の意見が出ましたけど、議会外で議員が権力や権限を利用して、それが何のためかという、森山議員を追い込むために策を講じてやった行動であれば、あるいはそれを確認するための行動であれば、個別の〇〇〇学校とか、〇〇とかの個別事項は削除してもいいけども、質疑はないから聞き置いただけで、参考人の発言に関することを全て削除というのは……（「そうじゃない」と呼ぶ者あり）本当か。

奥良秀会長 もう一度説明します。樋口参考人から意見をお聞きしました。その意見の中で、〇〇〇学校、〇〇、〇〇〇〇〇というような名前が出てきました。この件について、削除若しくは変更という形です。その部分の削除又は変更ということで委員に諮りました。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）樋口参考人、どうぞ。

樋口晋也参考人 これは秘密事項ではありませんので、最後に、一通り意見陳述させていただきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

奥良秀会長 どうぞ。

樋口晋也参考人 これは秘密事項には全く該当しませんので、まず、音声を聞いてください。

音声 「これは自治会の内部資料だと思うんですが、この資料を8月29日に出された調査請求書の審査会に提出することを自治会に了解を取っているのか」「矢田委員」「これらについては、了解を取っております。ただし、了解の取り方が、全会員を求めてやったものではありませんが、代

表者の了解を得てやっておるということです」「許可を得たというのをもう少し具体的にお聞きしていいですか。どのような形で許可を取られた。つまり、これは今回の政治倫理審査会の資料として出せる。そして出すということは、自治会のこういった内部文書に関してぱっと表に出るわけですから、それを御理解の上で、どのような許可の取り方をされたのか、そして、具体的にもう少しお聞きしたい」「はい、矢田委員」「先ほども言いましたが、自治会を代表する人の了解を得てやっているということでもあります。それは口頭でやるのか、文書でやるのか、そのやり方と思います。許可のやり方は、口頭であります」「こういったものが表に出ますよということで、詳しく説明をこうこうこうしましたと。そしてどなたから、いつ、いいですよ、政治倫理審査会の資料としてというのを詳しく教えてくれと聞いているんですよ」「はい、矢田委員」「これは、8月22日に政倫審を出したときに、それまでの日にちがありますよね。署名180人、それらの了解を得て、その内容について、皆さん方に署名を取って歩いたということでありまして、何ら許可が要るとかいうんじゃないくて、既に自治会の方にはこのような内容についてやっているということでもあります」「はい、宮本委員」「そうすると、私が情報公開請求させていただいた8月22日の調査請求書、皆さん資料でお持ちと思うけども、今の矢田委員の説明でいくと、この8月22日の調査請求に当たって、今日出されたこの資料、つまり、この請求書を出すときに添付した資料なんだから、許可をもらったと受け止められる。つまり、8月29日のあなた方が出したこの請求書に対して、この資料を使いますよ、提出しますよという許可を取ったと聞こえんのやけど。今日のあなた方が出したこの政倫審の請求書の添付資料として許可を取ったんでしょってこと。だから許可を取ったんなら、その許可を取った経緯を詳しく、どなたにいつ、どういう説明をして、これを今日のこの政治倫理審査会調査請求に対する添付資料として許可を取ったかをお聞きしとるの。前の8月22日がどうだこうだで、そんなときにこれを出したから、これで許可を取っているからいいじゃないかと僕は受け止めたんだけど、それじゃ理解ができない」「はい、中島委員」「自治会の会計等は、内部資

料ではありません。これは公のものなんですよ。ですから、そういうものは、内部資料で出してはいけないというものではないというふうに思います」「今日の政倫審の資料として、これを出したんでしょうと。出したのなら、その許可の経緯を詳しく説明してくださいと僕が質問しているの。ちゃんと教えてくださいよ」「これは、自治会の資料ですけど、提出されていますから、資料として公文書になっております。そのことについて今、委員からの質問があったと理解しております」「だから私が言ったのは、自治会を代表する方の許可を得て、この資料を作っている、出したということ以外にはないでしょう」「代表の方というのは、個人名はいいです」「自治会長」「自治会長の方の許可を取ったということですね」「それ以上もそれ以下もないでしょう」「はい、宮本委員どうぞ」「そうすると矢田委員、今の自治会長に、今回のあなた方が出した8月29日付けの調査請求書の添付資料として、こういった資料を出させていただきますねというような許可を取ったと断言されたわけですね。よろしいですね」「そういうことです」

樋口晋也参考人 お付き合いいただきましてすいません。こういうような議論がされました。皆さん当然御記憶にはあるかと思いますが、再確認のために、しっかりと質疑の中で、矢田議員は、許可を取ったと。しかしながら、その後、10月3日に皆さん御承知のとおり元請求代表者名で政倫審の調査請求以外に公開することを了承していないという文書が出されて、黒塗りになった経緯がありました。矢田議員は3人の議員、山田議員、中島委員で請求を出すために自治会資料の使用について、自治会長の了承を得たと明確にここではっきり言っています。その後、公開を了承していないという文書で了承されていないということになって、聞かれると、今度は、もうこれはテープで流しませんが、そのことについて矢田議員は、8月30日に電話で、後は任せたと言われたから、了承を得られたと思った。あれだけ追及して、しっかり言質を取ったにもかかわらず「と思った」と。これには全く信ぴょう性がなくて、明らかにこれは虚偽答弁であろうと思っています。元請求代表者は、私の取材に

対して、3人でやるんなら、何で俺はこんな死ぬような思いしてやったんだ。最初っから3人でやってくれればいいじゃないか。縁を切ると、冗談じゃないんだと怒っていらっしゃる。その人が何で3人でやるのに資料の許可を出しますか。出すわけがない。だから、元請求代表者は、この文書を議長宛てに提出をされた。これは認定されている事実です。そういう虚偽の発言が横行している。なぜ皆さんがそれに乗らざるを得なくなったかという、信頼関係があるということをひたすら矢田議員は主張されていた。このときも元請求代表者とは信頼関係があるから、こんなことじゃ僕らの信頼関係は崩れないというような発言もしていました。全く信頼関係じゃなくて、大変怒っているし、御本人は大変残念がっていました。また、この虚偽答弁について言いますと、元請求代表者からの聞き取りをしたときに、私は、たしかここでも言ったと思いますが、警察が自分のところに来たと。告発する考えはないかと聞かれたが、その考えはないことを伝えたと言われまして。そのことについて、議事録をちゃんとめくってほしいんですが、矢田議員は、警察はそんなことを聞いていない。元請求代表者に対してそんなことは聞いていないと断言したんですよ。今日、矢田議員が言われたように警察が捜査情報を漏らすことはありません。門前払いを受けたと。ということは矢田議員の証言自体が虚偽だということを自らが証言していたということになると思っています。また、虚偽答弁、信頼関係のことで行くと、10月3日に矢田議員と、要するに3人の議員によって立ち上がった森山議員の政倫審、その後、政経ジャーナルの号外2において、9月4日に森山議員と元請求代表者との和解が成立したと報じたわけですが、9月4日に和解が成立していたんですよ。10月3日に政倫審が開かれて、お三方の議員が請求を出されて、じっこの仲なのに何で知らないんですかと。知らないわけがない。あったのは知っていたけども中身まではよく知らなかったということを御本人が証言されていました。信頼関係があるのであれば、矢田さん、もうこれ終わったからいいよと言うのは、普通の話ですよ。じっこの仲じゃなくても、普通に言う話だと僕は認識しています。正にそのこと自体も虚偽答弁である

し、信頼関係があるということにはならないと思っています。先ほどと重複しますが、十数年前からの関係だから信頼関係と言っていたわけですが、先ほどお聞きいただいた中で、紹介をされて、手伝ってあげようということで、先ほどと重複しますが、要するに顔と名前ぐらいは もちろん議員さんじゃから知っとるし、会ったこともあると。でも、個人的に会ったことは一度もなかったということをはっきり言われている。じっこの仲ならば、なおさら僕にそんなことを元請求代表者が言うわけがないじゃないですか。そういうふうに、結局、この政倫審では、罪を問うことはできませんが、この虚偽答弁は、様々なところで信頼関係という言葉によって、虚偽の答弁をされているというのは、極めて悪質であると思っています。彼は、先日来から、アドバイザー的な助言者であるという言い方をしていました。横領疑惑との文言は公会堂で10名程度の皆さんに政倫審について説明した際に、参加者から出た言葉であるということを矢田議員は証言しています。それが実際に参加者から出た言葉だったとしましょう。なら、議員としてその言葉の意味が分からないわけがない、横領という言葉の意味が。参加者から出たから使った。悪意があるから使ったとしか僕には思えません。悪意がなければ、正に横領じゃなくて、これが疑惑になっているぞと、これは問題があるんだという表現にすればいいのに、横領疑惑容疑でしたか、正確には忘れましたが、そういうような言葉を使うと。もしかすると矢田議員のことだから、深くは考えなかったと言われるかもしれませんが、この言葉というのは刑事事件となり得る重大な違法行為で、その認識がなかったと言ったとしたら、それこそまた虚偽であろうと僕は考えています。正にそういう虚偽答弁、そういうような誘導、あるいは話というのは正に森山議員を辱めることが目的であったということが認定できると思っています。私は自治会の中に自分でガソリン代を使って行って、いろんな聞き取りをしました。署名した方々なんですからけれども、全員じゃない、一部なんです。署名しましたとピンポンを鳴らして聞いたりして、何軒か当たったんですけれども、署名したと私が聞いた3名ですけれども、請求書を全く見ていませんと。ただ、署名してくれんかと。森山君がこう

こうだと口頭で説明を受けて、そういう人ばかりだったから、元請求代表者のところに行って、「いや、どういうことですか、何で見せていないんですか」と言ったら、「いや、全部口頭で説明して回りましたよ」と全く悪びれることもなく、普通に、いやいや説明して全部もう、じゃから時間が掛かって、1軒10分から15分掛かるんですよ、説明するから。だから大変でと言って、全く悪びれることなくです。普通のことのように答えられました。要するに、ここでの問題は、元請求代表者は政倫審の存在も署名の意味も結局分かってなかったわけです。そういう市民に対して、矢田議員は、この請求書を俺が作ったから、これを見せて回らなくてはいけないんだというレクチャーをしていなかったということなんですね。元請求代表者に対して、とにかく署名を集めればいい、100名集めたらええんじゃないかということから、何かこれは作為があったんじゃないかというふうに考えざるを得ません。やはり、矢田議員にはそこに説明責任があったと私は断言できると思っています。また、矢田議員が元請求代表者あるいは自治会の皆さんに説明する際には、慎重に丁寧に説明することが求められていたと思うんです。矢田議員は今日の発言の中でも、私はお金が返ってくるとは言うたらんと、言っていないんでしょう。でも、お金が返ってこないとも言っていないという証言がたしか過去の発言の中にあつたと記憶しています。これは記憶間違いだったら申し訳ない。ただ、具体的に政治倫理条例があるよと。それなら、その政倫審というのが一体何なのかということの説明は、もちろんのことだけれども、お金が不明なら、お金が自治会に返ってこんといけんねと。でも、お金が返ってくるというのは別の話なんよという説明をする責任があつたと思っています。市民全体の奉仕者である議員としての発言としては、慎重さに欠ける。慎重さに欠けるというのは、実際には慎重さに欠けたのではなくて、そこに悪意があつたから僕はそのようにやったんだ。森山議員を陥れようとして、そのために元請求代表者に十分な説明をすることなく、誘導したんだと感じています。これは議員としての名誉を傷つける行為であります。議員ってこんなんかと。要するに元請求代表者は、議会に対しても、議員に対しても、議員ってこんなん

かという思いを持っています。そして、議会ってこんなじゃと。議会に対して、やはり名誉を損ねているんですね、現実的に。だから、議会の名誉まで損ねているということは、皆さんにしっかりと認識していただきたいと思っています。また、理由として、矢田議員自体が政倫審を理解していなかったと。会長を務めただろうが、何だろが理解していなかったんだって。だから、しょうがないんじゃないかという意見もあるかもしれませんが、また、本人も言うかもしれません。でも、そもそも議員じゃなくて、人が人に相談されたときに、なんとかしてやろうと思ったら、俺はそこは分からないから、確認しよう、詳しいやつを紹介しよう、一緒に行こう。それが普通、人として、人の相談に乗るときに皆さんどうですかという話なんですよ。極めて単純な話で、議員という立場であれば、なおさら紹介してくれた人に、分かったから行ってやろうと、いや、そこは俺、ちょっと情けない話だけど、政倫審はよう分からんから、ちょっと事務局に一緒行くか、ちょっと内緒で局長を呼んで、ちょっと話を聞いてやろう。あるいは政倫審は、高松議長が詳しいんじゃないかと。高松議長、ちょっと話を聞かせてくれよということが幾らでもできた。政倫審のことが分かっていないのなら、引き受けては駄目だった。何で引き受けたのか。分かっていなかったんだけれども、森山議員を陥れたいからやったんですよと僕は認識しています。議会というのは、議員の集合体で、御承知のとおりですけども、議員個々の活動は、市民にとっては結果として、議会というものの評価につながると思っています。紹介を受けた議員から、このようにすればいいとアドバイスもらった。その人たちが、何で議員を頼ったんかということを考えなくてはいけなかったと思っています。ある意味、僕は共産党の議員というか、山田、中島両議員は、上手に利用された部分があるのではなかろうかと。先ほどある方の話をしました。前日に森山議員の話をしたと。今回僕も力になりようもないと思うんですという話をして、取下げが行われた翌日だったか、Sさんというその方から私に電話が掛かってきました。樋口さん、どういうことかと。いやいや、Sさん違うんですと、事実は全く違っていましたということをついたら、結局、いろいろ

話をするんですが、いや、あまりにもちょっと早く動き過ぎたよという
ような話もあったんですが、その事実を話そうにも、取りつく島がなか
ったというのが現状なんです。僕よりも年上の方でしたので、黙って聞
けなんて僕も言えませんし、そういうことがあって、その方は、恐らく
中島議員や山田議員ともつながりがあるのかなあと。その方のアドバイ
スも受けながら、この度の話になったのではなかろうかと。これは推測
の域は出ませんけれども、僕は、当初、中島議員に謝罪をしました。た
だ、山田議員は、調査をちゃんとして、書いていると言われるけれども、
結局、私は取材を受けていません。それに対しても誠意を持った対応を
していただけないというところが残念なんです、ここはちょっとすい
ません、話がずれましたが、事の真相というのは、私の想像としては、
うまく乗せられてしまった。そしてSさんの助言をそのまま真に受けて
しまったというところは、真実を追求する必要はないと思っていますが、
私はそれが真実ではなかろうかというのがあります。私の証言としては
以上です。ただ、最後に一つ、僕は議員の皆さんに言いたい。政倫審の
皆さんじゃない。山陽小野田市議会の全議員に言いたいのは、私は元請
求代表者のところに行きました。何で誰も行かないんですか。市民の僕
が行った。では、樋口の意見を聞きましょうとみんな聞く耳を持ってく
れたんだけど、何でただの1人も議員は行かないんですか。僕はす
ごく残念です。最後だったかな、元請求代表者のところに行ったときに、
その方から、いや、樋口さん、この間、議長が来られました。いろいろ
御迷惑をお掛けしたようでと言って、詳しいことは聞かなかったん
ですが、議長は僕にも何もそのことを言っていなかったんで、僕も今日初め
てこの場で言うんです。まだ認定されていませんが、同僚の議員が被害
に遭っている、あるいは矢田議員という人がごたごたしている。その事
実確認を同僚の議員として、議員がちゃんと考えて、アクションを起こ
すべきだと思っています。僕はそれがすごく残念だし、そこは議員の皆
さんに考えていただきたいと思っています。

中島好人委員 参考人に対する質疑で、私の名前と山田議員の名前が出されて、

要するに矢田議員にだまされた、利用されたのではないかという発言がありました。私どもの名誉のためにそのままそれを通すわけにはいきません。人からだまされたり、利用されたりしたとは、私どもは思っていないと付け加えておかないと、そのまま流れてしまいますので、一言言っておきたいと思います。

奥良秀会長 分かりました。ほかに樋口参考人に対して質疑はあるでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり) これで全ての質疑を閉じてよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) 質疑を終わります。会を代表しまして、本日は誠に長時間にわたりましたが、貴重な御意見を頂きまして誠にありがとうございます。本審査会におきまして、今日の樋口参考人の発言も重要な資料としましても、精査させていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは暫時休憩させていただきます。

午後 6 時 5 5 分 休憩

午後 6 時 5 8 分 再開

奥良秀会長 休憩を解きまして、審査会を再開します。参考人からの意見聴取が終わりました。今後の運びとしまして、今日かなり長時間にわたりまして、2人の参考人から意見を頂きました。議事録を作成して、精査していきたいと思います。前回は間が空き過ぎましたので、できるだけ早く、日程を整えて審査会を開催したいと思います。その他、委員の方から御質問というか、会の進め方の御意見があればと思います。(「なし」と呼ぶ者あり) 長時間になりましたが、第11回の山陽小野田市議会議員政治審査会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。

午後 7 時 散会

令和5年（2023年）3月10日

政治倫理審査会長 奥 良 秀